令和５年度（2023年度）
経済産業関係　税制改正について

令和５年２月

経 済 産 業 省

目　次

１．スタートアップ・エコシステムの抜本強化・・・2
（１－１）大きなリスクを取ったエンジェル投資・起業を促進するためのエンジェル税制の見直し
（１－２）エンジェル税制の申請手続の簡素化
（１－３）オープンイノベーション促進税制の拡充
（１－４）パーシャルスピンオフ税制の創設
（１－５）ストックオプション税制の拡充
（１－６）国外転出時課税制度に関する納税猶予の手続き簡素化
（１－７）暗号資産の保有に係る期末時価評価課税
２．人への投資・イノベーション促進とカーボンニュートラルへの対応のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（２－１）企業の教育への積極的な関与を促進するための税制上の所要の措置
（２－２）研究開発税制の拡充及び延長
（２－３）DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の見直し及び延長
（２－４）車体課税の見直し及び延長
（２－５）バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長
（２－６）非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度税制の延長
（２－７）電気・ガス供給業の収入金課税の見直し
（２－８）特定小型原動機付自転車に係る所要の措置
３．中小企業・小規模事業者の設備投資・経営基盤の強化と地域経済を牽引する企業の成長促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
（３－１）中小企業経営強化税制の延長
（３－２）中小企業投資促進税制の延長
（３－３）生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設
（３－４）外形標準課税のあり方
（３－５）中小企業者等の法人税率の特例の延長
（３－６）中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長
（３－７）中小企業防災・減災投資促進税制の拡充及び延長
（３－８）インボイス制度導入に伴う、中小・小規模事業者等の負担軽減・影響最小化に係る所要の措置
（３－９）地域未来投資促進税制の拡充及び延長
４．企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備・・・53
（４－１）経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応
（４－２）外国子会社合算税制の見直し
５．その他・・58
（５－１）エネルギー・資源・環境関連
（５－２）地域経済・中小企業支援関連
（５－３）復興・防災関連
（５－４）その他

１．スタートアップ・エコシステムの抜本強化

（１－１）大きなリスクを取ったエンジェル投資・起業を促進するためのエンジェル税制の見直し

拡充

（所得税、個人住民税）

- **事業化前段階（プレシード・シード期）**は、事業成功の見通しが不透明でリスクが高い投資領域であるが、機関投資家が投資しにくいステージであるため、**個人によるエンジェル投資が重要**。
- また、失敗時のリスクに対する懸念などから、**我が国の開業率・起業マインドは低く**、**起業を促進する必要**がある。
- このため、**エンジェル税制**について、**20億円を上限**に、①**プレシード・シード期のスタートアップへの投資を課税の繰延から非課税**にするとともに、②**起業家による会社設立のための出資も非課税措置**とする拡充を行う。

拡充の主な内容

1 繰延措置を非課税措置に

現行制度は実質的には繰延措置であるところ、**非課税の措置**とする。

2 起業時も対象に

現行制度では実質的に自己資金による起業が対象にならないところ、**自己資金による起業も税制の対象**とする。

税制措置の概要

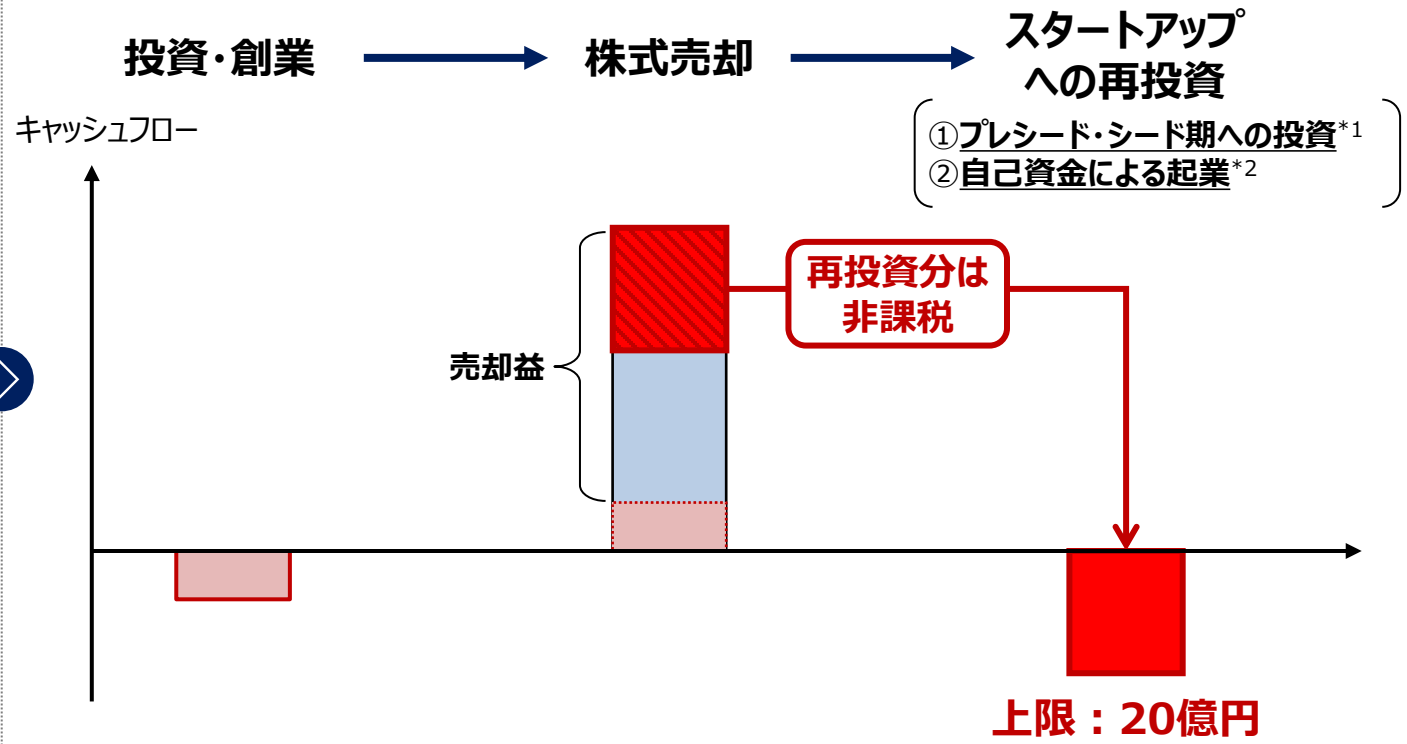

*1:現行のエンジェル税制の対象である未上場のスタートアップ企業のうち、①設立５年未満、②前事業年度まで売上が生じていない、売上が生じている場合でも前事業年度の試験研究費等/出資金の比率が30%超、③営業損益が赤字等の要件を満たす、などの要件を課す。また、外部資本要件は現行の1/6から1/20に緩和。

*2:販管費/出資金の比率が30%超などの要件を課す

（参考１）エンジェル投資の現状

- **<u>エンジェル投資</u>**は、事業見通しが不透明でビジネスリスクが特に高い**<u>創業時・直後における資金調達を支える重要なリスクマネーの供給源。</u>**
- 一方、**<u>米国に比べ日本におけるエンジェル投資の金額は極めて低い</u>**状況。

エンジェル投資額（億円）

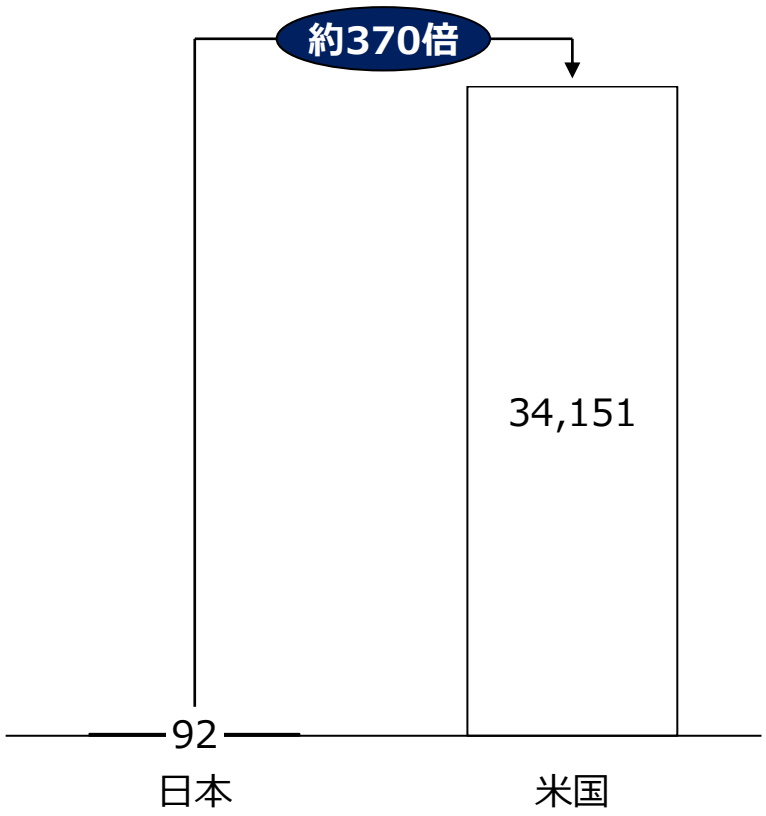

ラウンド別投資件数の割合(2019年)

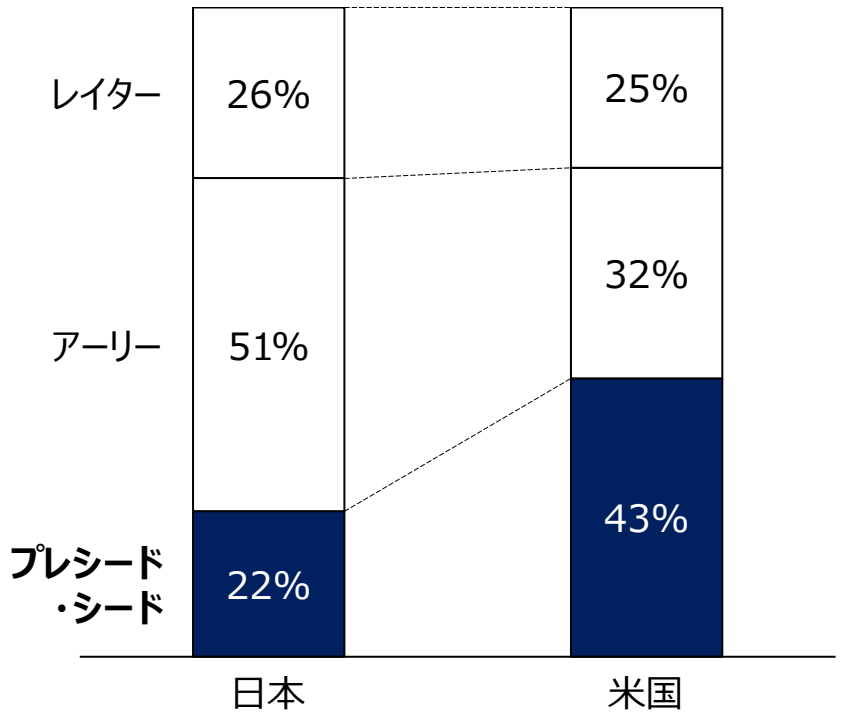

出所：INITIAL、PitchBook_NVCA_Venture_Monitor_Summary、University of New Hampshire Center for Venture Research “Angel Market Analysis Report”

（参考２）起業に対する姿勢

- **<u>我が国の開業率*1は諸外国と比較して低い</u>**水準。
- その背景の１つとして、**<u>失敗した時の金銭面でのリスク</u>**が挙げられている。

開業率の国際比較*2

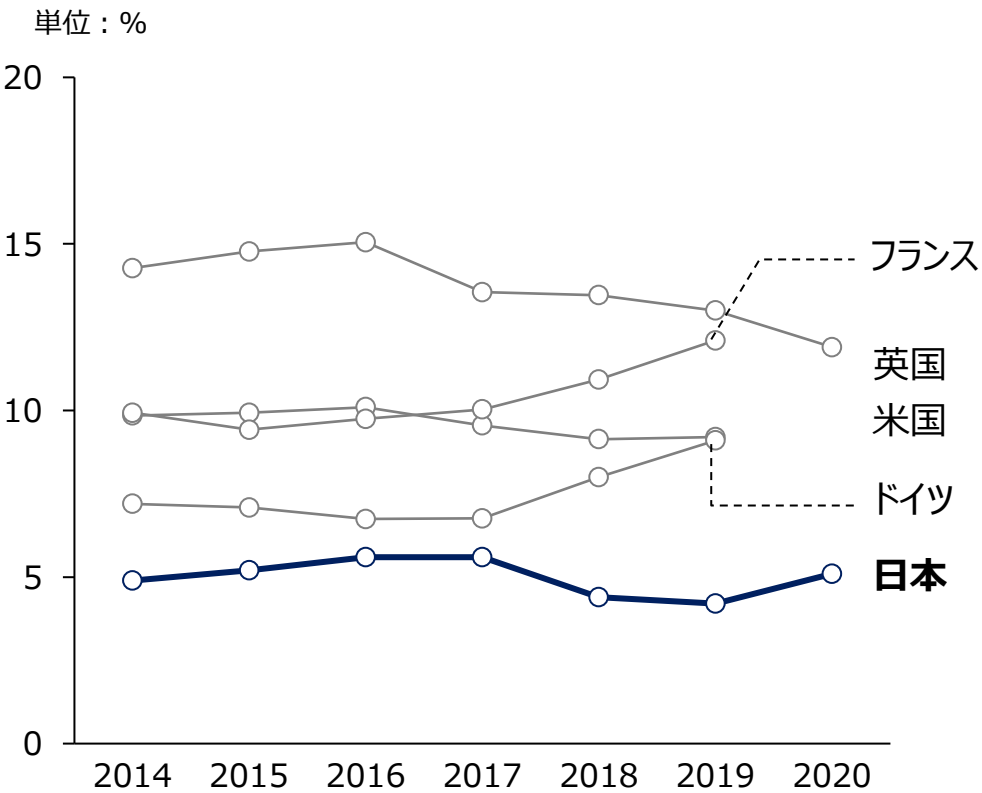

起業関心層が考える失敗したときのリスク*3

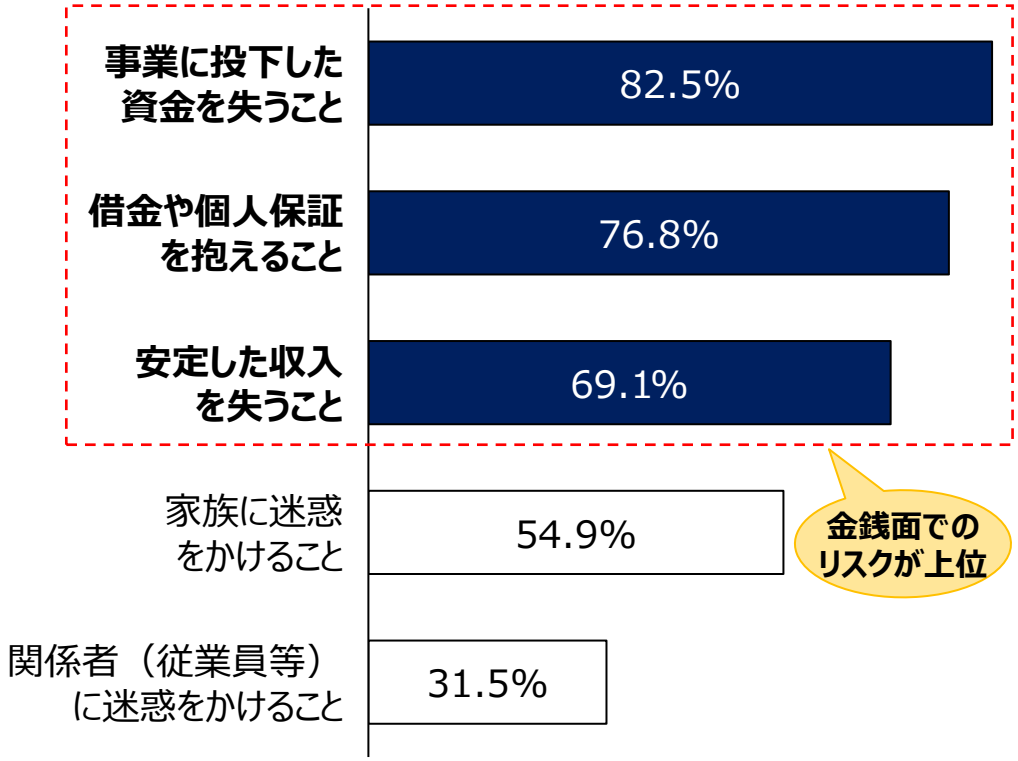

*1:スタートアップ以外の企業の開業も含めた割合
*2:国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない。
*3:調査時期は2019年9月。複数回答可。上位4項目を抽出。n=252。

出所：日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」、アメリカ：United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」、イギリス・ドイツ・フランス：eurostat
日本政策金融公庫「2019年度起業と起業意識に関する調査」

（１－２）エンジェル税制の申請手続の簡素化（所得税、個人住民税）

- **個人からスタートアップへの投資は、スタートアップエコシステムに欠かせない要素**であり、**エンジェル税制はこうした投資を後押しする重要な税制**。
- **エンジェル税制の利便性を向上**し、エンジェル投資の裾野拡大のため、**申請手続の簡素化を行う**。

No	現在求めている申請書類	優遇措置Ａ	優遇措置Ｂ	今回の見直し
1	確認申請書	○	○	簡素化
2	登記事項証明書（原本）	○	○	
3	設立後の各事業年度における貸借対照表	○	○	
4	設立後の各事業年度における損益計算書	○	○	
5	設立後の各事業年度におけるキャッシュフロー計算書	○	-	簡素化
6	払込日における株主名簿	○	○	
7	常時使用する従業員数を証する書面	○	○	
8	研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容	○	○	
9	設立の日における貸借対照表	○	-	不要
10	確定申告書別表１（１）	○	-	不要
11	法人事業概況説明書	○	-	不要
12	株式の発行を決議した書類	○	○	不要
13	個人が取得した株式についての株式申込証	○	○	不要
14	払込があったことを証する書面	○	○	
15	投資契約書の写し	○	○	

拡充

（１－３）オープンイノベーション促進税制の拡充（法人税、法人住民税、事業税）

- **M&Aは、スタートアップが自社だけでは実現不可能な、大きく・早く成長できる重要な出口戦略。**
- このため、オープンイノベーション促進税制について、**M＆A時の発行済株式の取得に対しても所得控除25%**を講じる拡充を行うことで、スタートアップの成長に資するM＆Aを後押しする。

※赤字部分、赤枠内が拡充部分

株式取得額の25%を所得控除
（M＆A時は発行済株式も対象）

出資法人：事業会社
（国内事業会社又はその国内CVC）

資金などの経営資源 →
← **革新的な技術・ビジネスモデル**

出資先：スタートアップ
（設立10年未満の国内外非上場企業）
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合
設立15年未満の企業も対象、発行済株式を取得する場合(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

	現行制度	拡充部分
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)
所得控除上限額(取得額換算)	25億円/件* (100億円/件)	50億円/件 (200億円/件)
	年間125億円/社まで (年間500億円/社まで)	
株式取得下限額	大企業1億円/件 中小企業1千万円/件	5億円/件

＊：2023年4月1日以降は所得控除上限12.5億円/件、取得額換算50億円/件

5年以内に
成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合等は、所得控除分を一括取り戻し
※成長要件の詳細は次頁

成長投資
（研究開発、設備投資）

事業成長
（売上高）

（参考１）成長要件の全体像

- M&A後**５年以内にスタートアップが成長投資・事業成長の要件を達成することを条件**とする。
- 要件はスタートアップの成長段階に応じ**Ⓐ売上高成長**、**Ⓑ成長投資**、**Ⓒ研究開発特化**の３類型。

類型	対象となるスタートアップ（M&A時点の要件）	5年以内に満たすべき要件	
		成長投資	事業成長
Ⓐ **売上高成長類型**	–	–	● **売上高**≧33億円 ● **売上高成長率**≧1.7倍
Ⓑ **成長投資類型**	● **売上高**≦10億円 ● **売上高に対する研究開発費＋設備投資**（減価償却費）**の比率**≧5%	● **研究開発費**≧4.6億円 **研究開発費成長率**≧1.9倍 又は ● **設備投資**（減価償却費）≧0.7億円 **設備投資**（減価償却費）**成長率**≧3.0倍	● **売上高**≧1.5億円 ● **売上高成長率**≧1.1倍
Ⓒ **研究開発特化類型**	● **売上高**≦4.2億円 ● **売上高に対する研究開発費の比率**≧10% ● **営業利益**＜0	● **研究開発費**≧6.5億円 ● **研究開発費成長率**≧2.4倍 ● **研究開発費増加額**≧株式取得価格の15%	–

（参考２）スタートアップの出口戦略の状況

- 日本のスタートアップの**出口戦略はIPOが大半を占め、M&Aによる出口戦略の選択肢が限定的**。
- IPOは、資金調達手段の多様化など成長を加速する手段であるが、**日本のスタートアップは上場後、大きな成長が実現できない傾向。**

各国スタートアップの出口戦略の比較*1

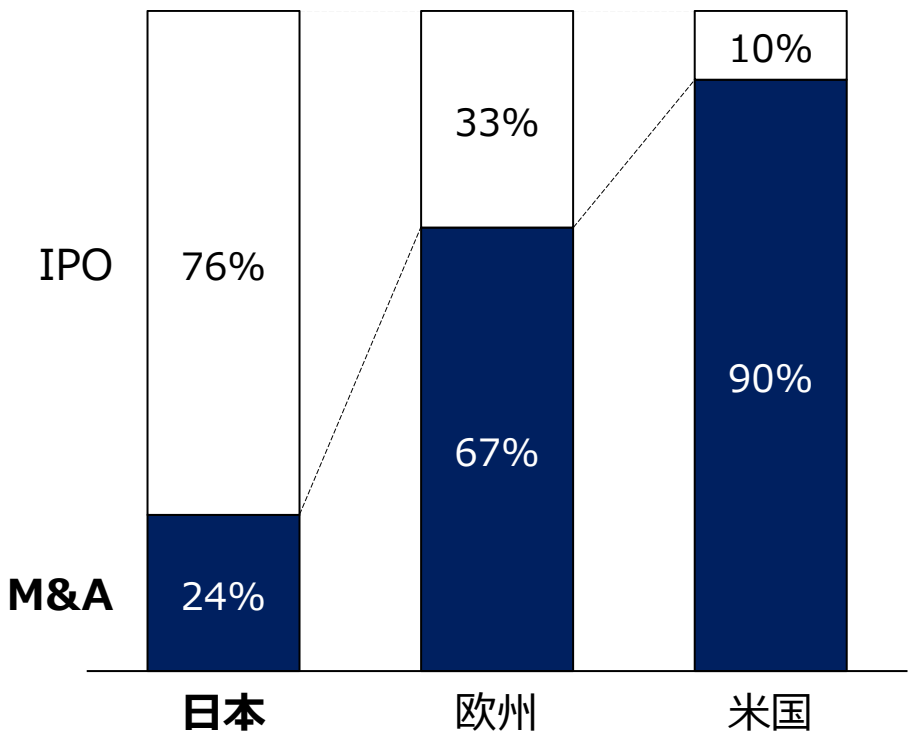

日本におけるIPO前後の売上高変化

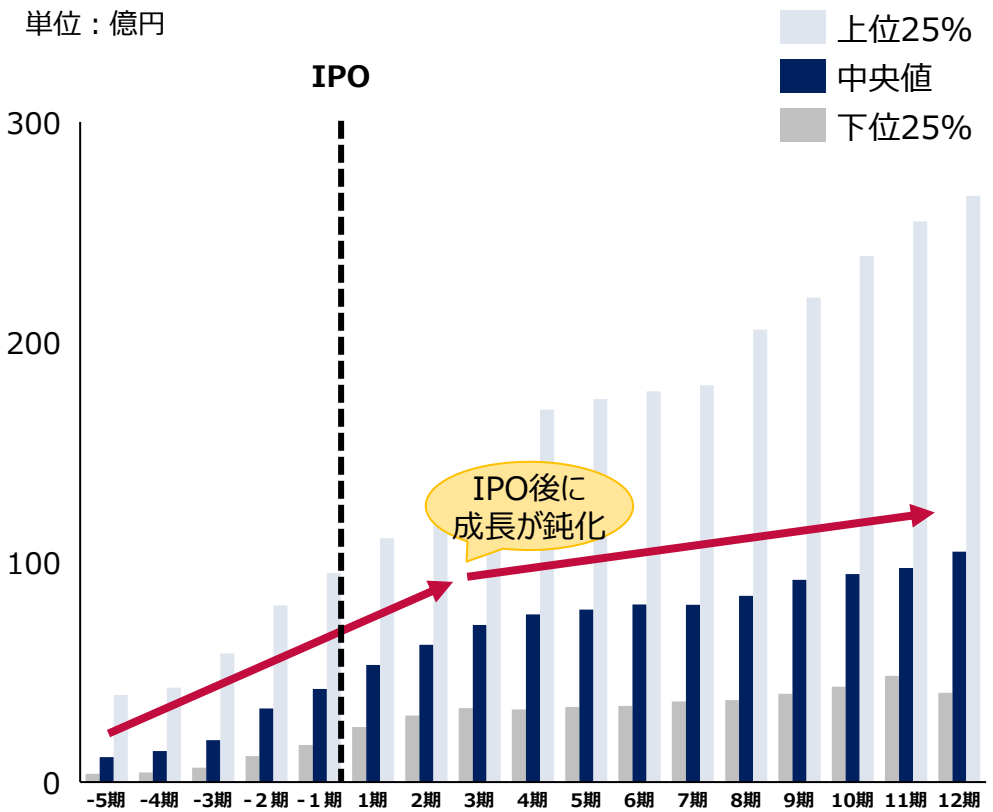

*1:2020年のデータ（日本は年度単位、欧州、米国は年単位のデータ）
出所：ベンチャーエンタプライズセンター「ベンチャー白書2021」、Capital IQ、Dealogic、

出所：赤石篤紀「新規株式公開前後の業績パフォーマンスと株式所有構造の変化」

（参考３）M&Aにより経営資源の共有を受け事業を成長させた事例

- IoT通信プラットフォームを提供する**ソラコム**は、2017年に**M＆AによりKDDIのグループ入り**。
- KDDIグループ参画に伴い、**顧客からの信頼感・安心感が醸成**され、更には**グループの経営資源の活用**などにより、様々な業界の顧客に対してプロダクト・サービスの提供を実現（**M&Aから7年で500万以上の回線を獲得**）。

ソラコム（KDDIがM&A）の成長の事例

KDDI → ソラコム → 成長投資 → 事業の成長

成長投資
- 研究開発、設備投資（グローバル対応商品）

事業の成長
- 500万以上の回線獲得

経営資源の提供
- 人材（取締役）の派遣
- 顧客ネットワーク（販路）
- 国内外の通信回線基盤

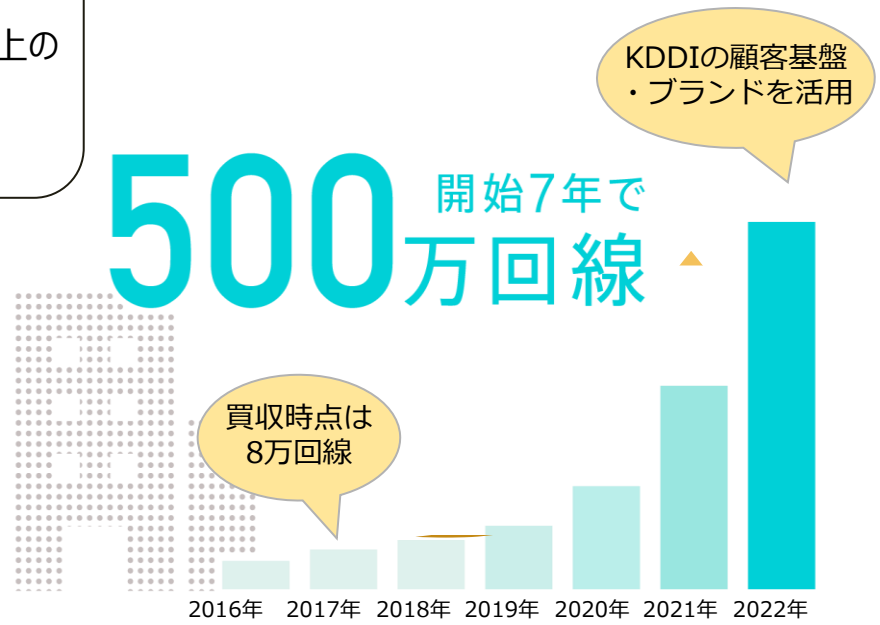

出所：各社プレスリリース、インタビュー記事、IR資料より作成

新設

（１－４）パーシャルスピンオフ税制の創設（所得税、法人税、法人住民税、個人住民税、事業税）

- **事業再編を促進し、大企業発のスタートアップの創出や、事業ポートフォリオの最適化により我が国企業・経済の更なる成長を図ることは喫緊の課題。**
- こうした中において、現在の企業グループに留まっていては成長戦略の実現が難しい**事業を分離・独立させることにより、企業が有する経営資源(人材、技術等)の潜在力を発揮させることの重要性が一層高まっている。**
- このため、**元親会社に一部持分を残す(20%未満)パーシャルスピンオフについても、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益や配当に対する課税を対象外**とする特例措置を創設し、段階的に分離・独立したい、元親会社との関係を残したいという意向を持つ企業によるスピンオフの活用を促進する。

改正概要　【適用期限：令和５年度末まで】

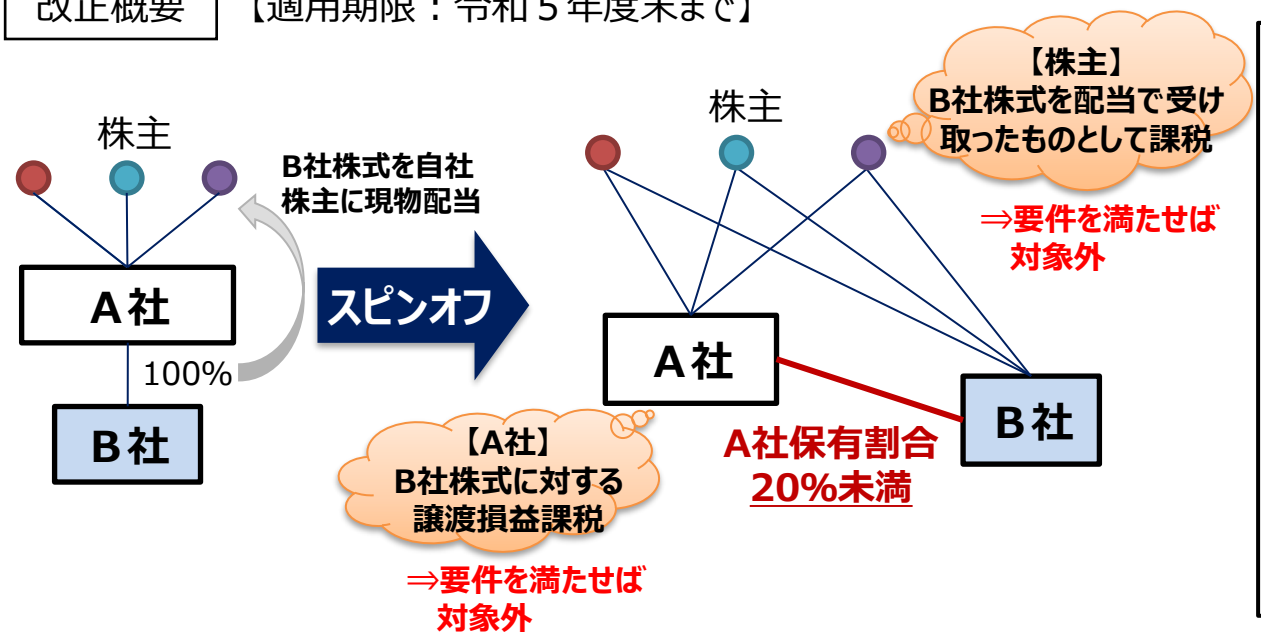

主な適用要件

① スピンオフ後にA社が保有するB社株式が**発行済株式の20%未満**であること

② A社が**産業競争力強化法の事業再編計画の認定**を受けていること

③ スピンオフ後にB社の**従業者のおおむね90%以上**が、その業務に引き続き従事することが見込まれること

④ B社の**役員に対するストックオプションの付与等**の要件を満たすこと　等

（参考）海外におけるパーシャルスピンオフの事例

IBM

- 米国通信サービス大手のIBMは、2021年11月にITインフラに関するサービス提供事業部門（後のキンドリル）のスピンオフを実施。スピンオフ後も19.9%を保有。
- キンドリルはスピンオフ後も、IBM時代からの顧客・ノウハウやITシステムを活かして事業を展開。

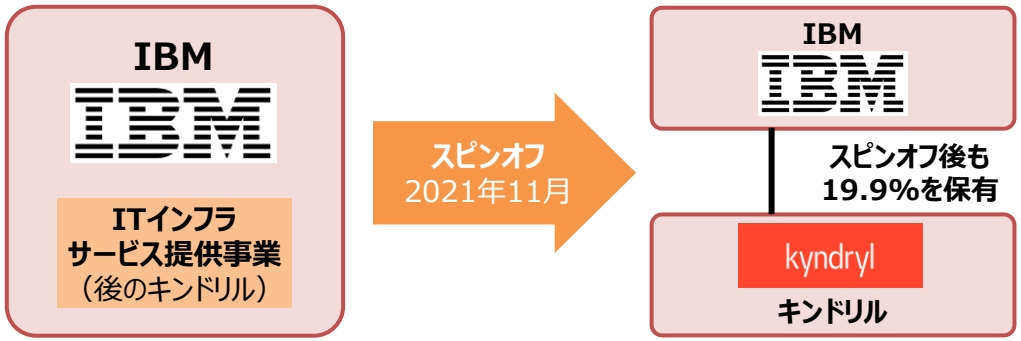

【スピンオフによる効果】

- ハイブリッドクラウドとAI事業に注力（IBM）
- ITインフラに関するサービス提供事業に注力。独立したことにより、様々な製品／サービスを組み合わせて顧客に提供する際に、ベンダーから中立な立場にあることを訴求しやすくなる。（キンドリル）

【その他のパーシャルスピンオフ事例】

親会社	概要	親会社が持分を残す理由
独・**シーメンス**（2013）	• 照明事業のオスラムをスピンオフ。 • **スピンオフ後も19%を保有**し、その後、市場売却によりほぼすべての株式を売却。	➢ **子会社の経営が安定するまでの間、元親会社がシナジーを確保しつつ、安定株主として引き続き支援**するため。
米・**アーコニック**（2016）	• アルミニウム上流事業のアルコアをスピンオフ。 • **スピンオフ後も19.9%を保有**し、その後、市場売却や金融機関の社債と交換により、持ち分を0%まで低下。	➢ 分離時にアルミニウム市場が値崩れしていたため、**市場回復までの期間、元親会社として支援を継続**するため。

拡充

（１－５）ストックオプション税制の拡充（所得税、個人住民税）

- **ストックオプション**は、手元にキャッシュが乏しいスタートアップ企業にとって、**有効な人材確保の手段。**
- **権利行使期間を現行の10年から15年へ延長**することで、**事業化に時間を要するディープテック**や海外展開等を積極的に行うため**未上場期間を長く取り大きな成長を目指すスタートアップの人材獲得に寄与する。**
  また、利便性向上のため、**保管委託の運用の見直しを行う。**

現行制度

<ストックオプションの権利行使期間>

●付与決議から２～１０年

改正概要

<ストックオプションの権利行使期間の延長>

●設立から５年未満の未上場企業においては、付与決議から２～**１５年**へ延長

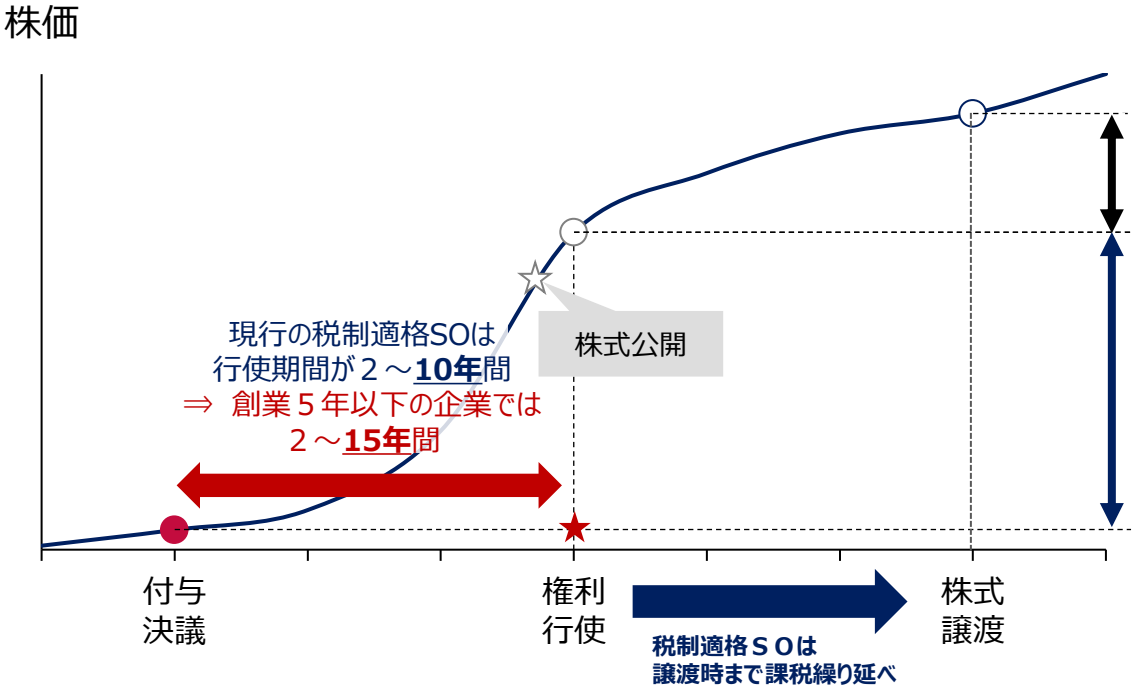

通常SO	税制適格SO
譲渡所得（税率:20%）	□ **権利行使時の経済的利益には課税せず**譲渡時まで課税繰延
給与所得等（税率:55%）	□ **譲渡所得として課税**（税率20%）

（参考）スタートアップ企業のIPOまでの年数

- **スタートアップ企業の創業からIPOまでの年数の中央値は12年超**で推移。直近では14年。
- テック系を中心に**設立から10年を超える未上場のJ-Startup企業も一定程度存在**。

スタートアップ企業のIPOまでの年数（中央値）の推移

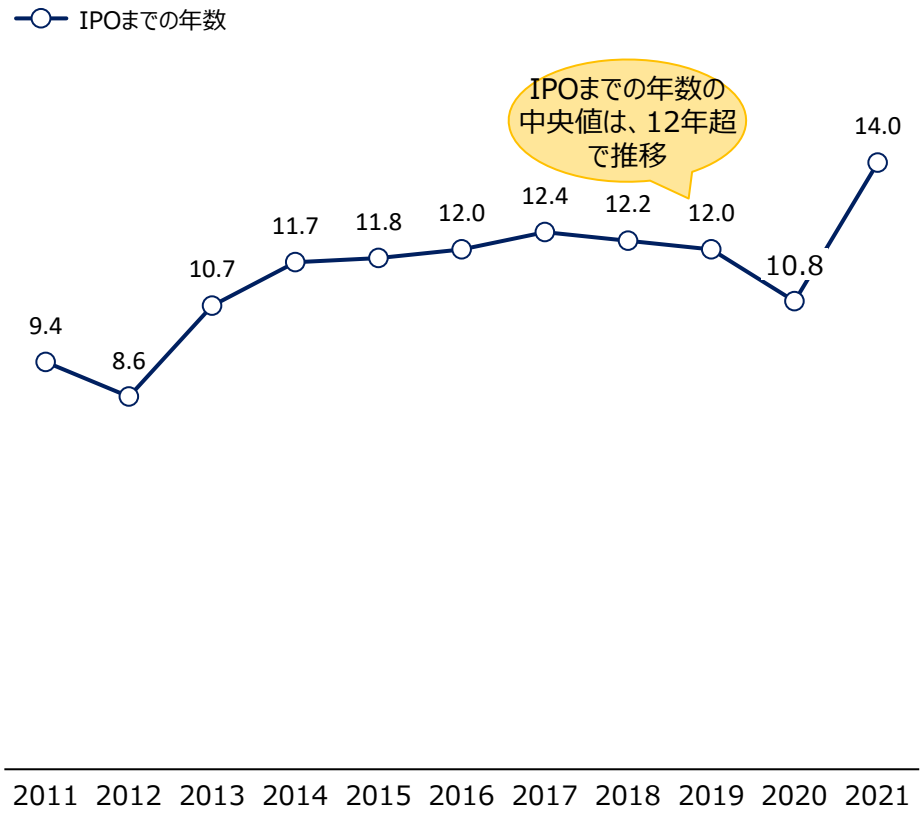

J-Startup企業（未上場）の創業年数別分布

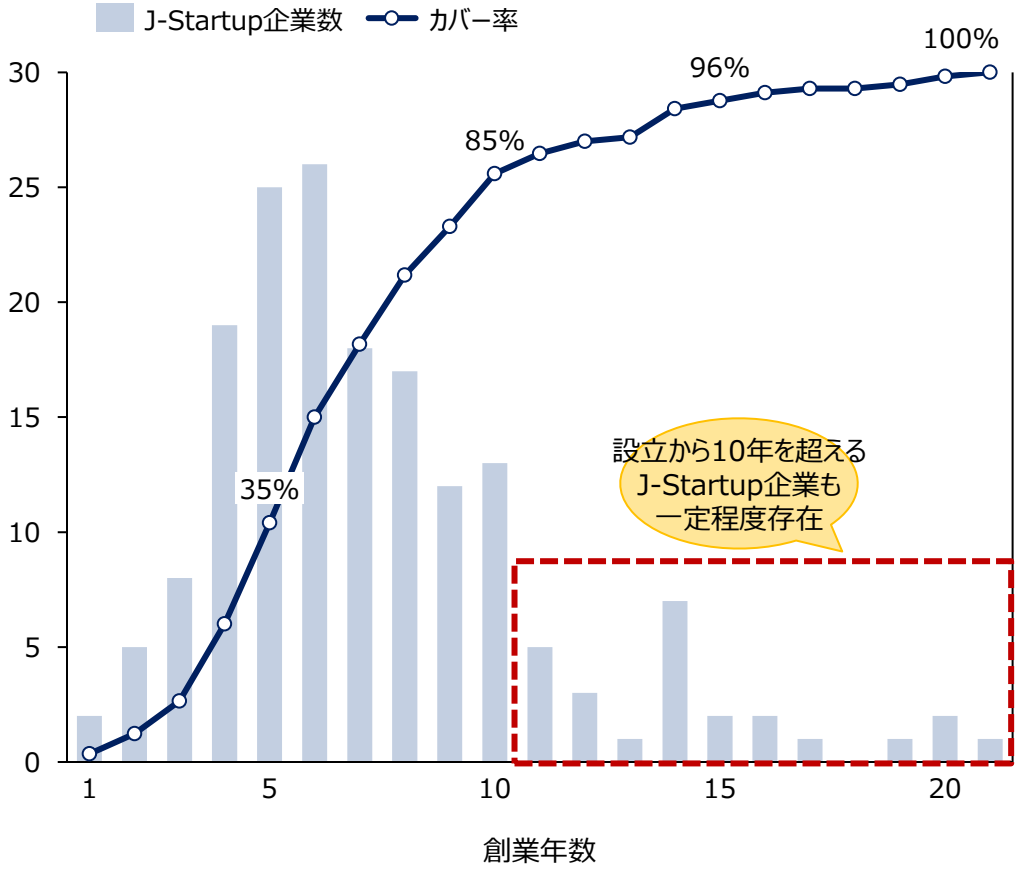

出所： INITIAL「Japan Startup Finance 2021」

見直し

（１－６）国外転出時課税制度に関する納税猶予の手続き簡素化（所得税）

- スタートアップが海外進出をする際、立上げ準備等の為に、**役員・従業員等が海外に赴任するケース**があるが、**スタートアップ株式を含む有価証券等を１億円以上所有する場合、国外転出時課税制度の対象**となる。
- 納税猶予を適用する場合、非上場株式の担保提供は、株券による担保提供が必要であったが、**スタートアップの海外進出を促進するため、株券不発行でも、質権設定**による**担保提供を可能**にするとともに、**持分会社の持分の担保提供も可能**とする。

改正概要

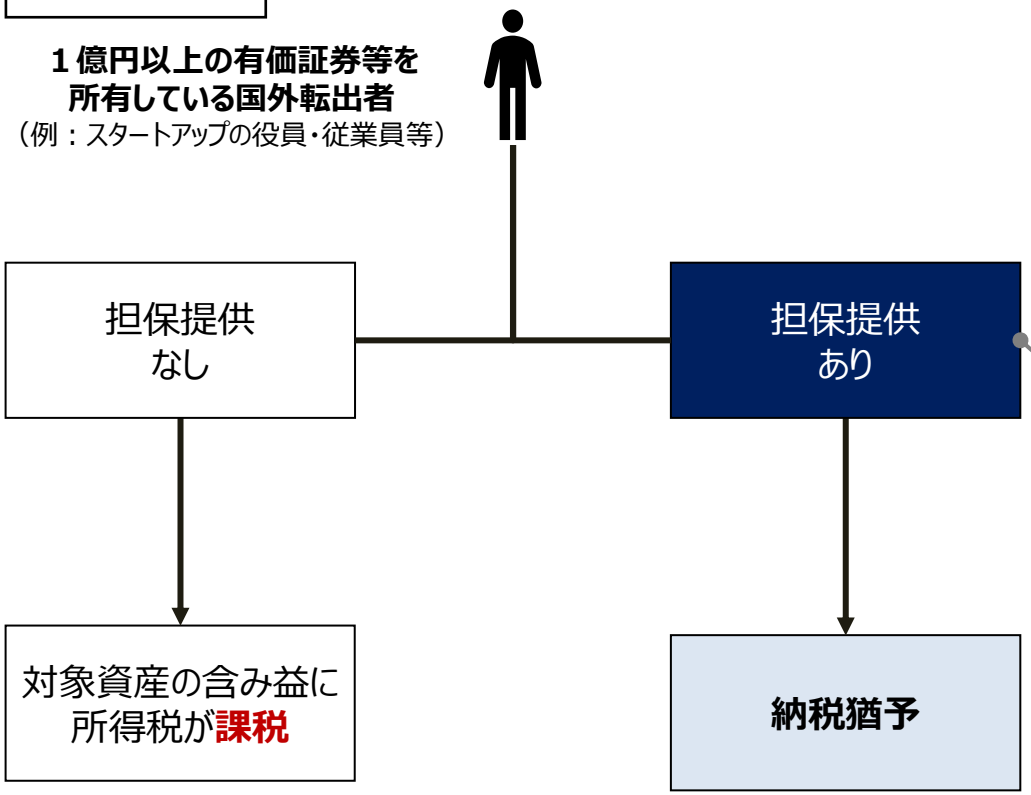

- 国外転出時課税制度の対象となった非上場株式を、**質権設定**を行うことで、**株券不発行でも担保提供を可能**とする。
- これにより、

① **株券発行会社に移行するための定款変更**

② 発行された**株券の管理**

③ 上場する場合の**株券不発行会社への再移行が不要**になる。

（１－７）暗号資産の保有に係る期末時価評価課税（法人税、法人住民税、法人事業税）

〔金融庁主担、経済産業省において共同要望〕

その他

- **内国法人が有する暗号資産**については、税務上、**期末に時価評価**し、**評価損益は課税の対象**。こうした取扱いの結果、**日本での起業が困難**となり、**ブロックチェーン関連企業の海外流出**が起きている状況。
- このため、**自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの**のうち、一定の要件を満たすものについて、**期末時価評価課税の対象外**とする。

改正概要

法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。

イ **自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの**であること。

ロ その暗号資産の発行の時から継続して**次のいずれかにより譲渡制限が行われているもの**であること。

（イ）**他の者に移転することができないようにする技術的措置**がとられていること。

（ロ）一定の要件を満たす**信託の信託財産**としていること。

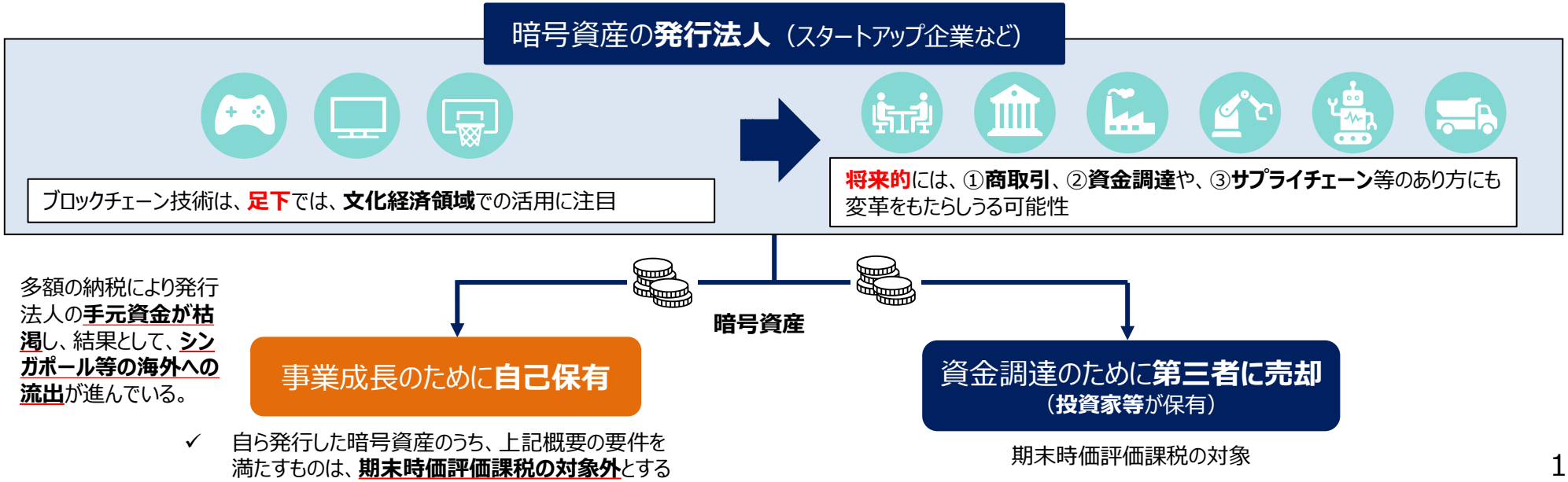

２．人への投資･イノベーション促進と
カーボンニュートラルへの対応のための取組

（２－１）企業の教育への積極的な関与を促進するための税制上の所要の措置（法人税）

- 社会人のリスキリングだけでなく、**大学や高等専門学校等において実社会で活躍できる人材の育成を行っていくことも重要**であり、これには**民間企業の教育への積極的な関与により、企業・社会が求める人材を産学連携して育成できる仕組みづくりが有効**。
- **私立の大学や高専、専門学校を設立するための企業による寄附を促すため、この寄附金を全額損金算入とする税制上の枠組みを整備する。**
- **具体的には、学校法人を新設するための団体（設立準備財団等）に対して寄附を行う場合、これまで必要とされていた個別審査を不要とし、早い段階からスムーズな寄附金集めを実現する。**

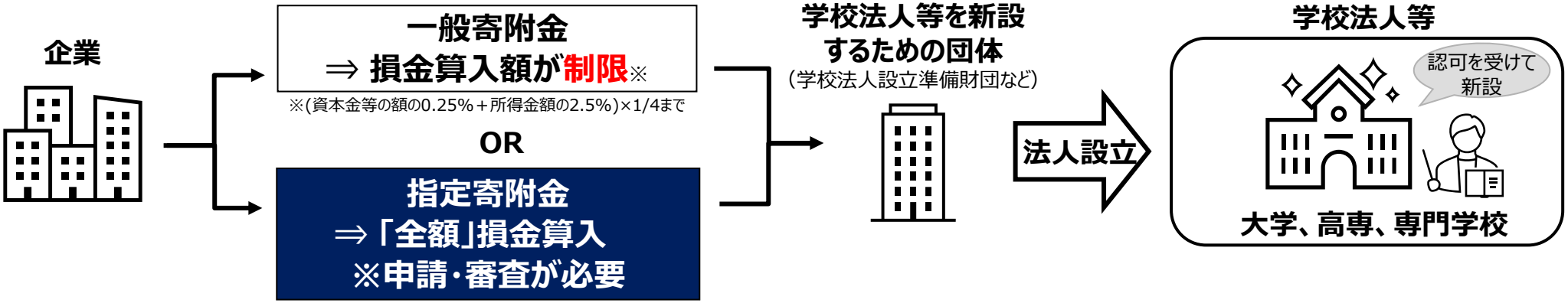

以下の要件を全て満たす寄附金は、申請・審査を経ることなく、全額損金参入が可能

1. 法人が**私立の大学、高等専門学校又は専門学校**（大学卒業相当）を設置する学校法人等の設立を目的とする法人（**学校法人設立準備法人）に対して**、令和１０年３月３１日までに支出する寄附金
2. 当該学校法人等の設立前になされ、**その設立のための費用に充てられる**寄附金
3. 設置しようとする私立大学等が**法人設立後５年以内に認可**されない場合には、国又は地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金

（２－２）研究開発税制の拡充及び延長（所得税、法人税）

拡充・延長

- 研究開発投資を通じたイノベーションは、社会課題を成長のエンジンへと転換するために不可欠。しかしながら、**日本の研究開発投資の伸び率は他の主要国に比して低い**。また、**スタートアップとのオープンイノベーションや博士号取得者などの高度研究人材の活用も欧米に比して十分に進んでいない**状況。
- そのため、民間の研究開発投資の維持・拡大を促し、**メリハリの効いたインセンティブをより多くの企業に働かせる**ため、**一般型を見直す（①②）**とともに、**スタートアップとの共同研究や高度研究人材の活用を促進**するため、**オープンイノベーション型の見直し（③④）**を行う。さらに、**デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押**しする観点から、**試験研究費の範囲を見直す（⑤⑥）**。

①控除上限の見直し

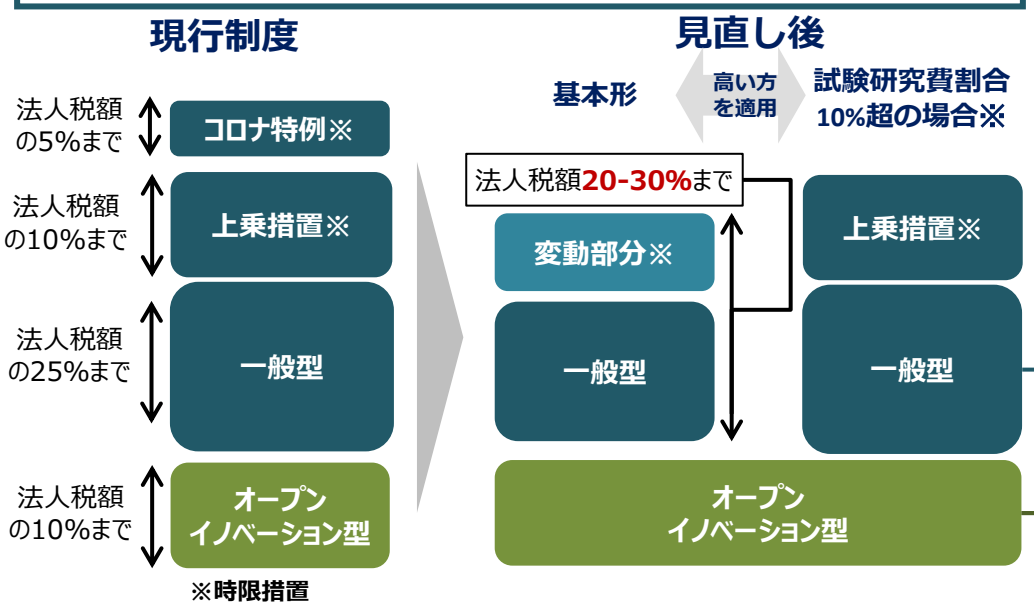

②控除率の見直し

一般型の控除率カーブの傾きを大きくし、試験研究費の増減に応じたインセンティブがより効果的に働くような仕組みにする。

③スタートアップの定義の見直し

経済産業大臣の認定を受けたファンドからの出資を受けているなどの要件を撤廃し、設立15年未満、売上高研究開発費割合10%以上等の要件を満たす全てのスタートアップに定義を拡大。

④高度研究人材の活用を促す措置の創設

博士号取得者や外部研究者を雇用した場合の人件費（工業化研究を除く）について、オープンイノベーション型の中で一般型よりも高い控除率で税額控除できる仕組みを創設。

試験研究費の範囲の見直し（⑤サービス開発、⑥デザインの設計・試作）

ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、「既存データ」を利活用する場合も税制の対象に追加する。その一方で、性能向上を目的としない「デザインの設計・試作」については税制の対象外とするなど、試験研究費の定義の見直しを行う。

（２－２）一般型のインセンティブ強化　①控除上限の見直し②控除率の見直し

- 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブを強化するため、**試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度を導入**するとともに、**控除率の傾きを見直す**(コロナ特例については期限通り廃止)。
- また、**時限措置（控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置）**について、**適用期限を３年間延長**。

①控除上限のインセンティブ強化

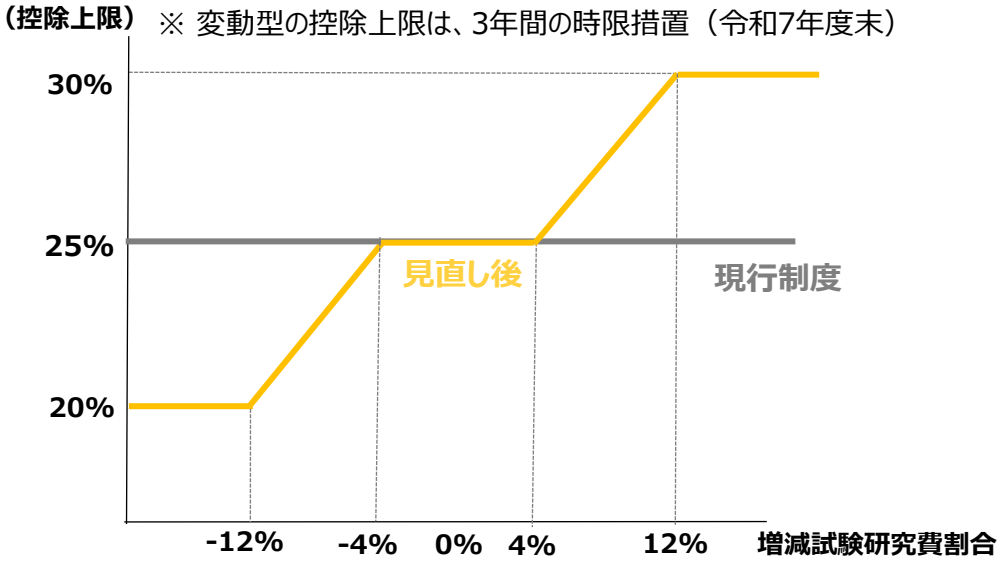

※ 売上高試験研究費割合が10%超の場合は通常の控除上限（25%）に10%まで上乗せ（変動型の控除上限と比較し高い方を適用）（時限措置）

②控除率のインセンティブ強化

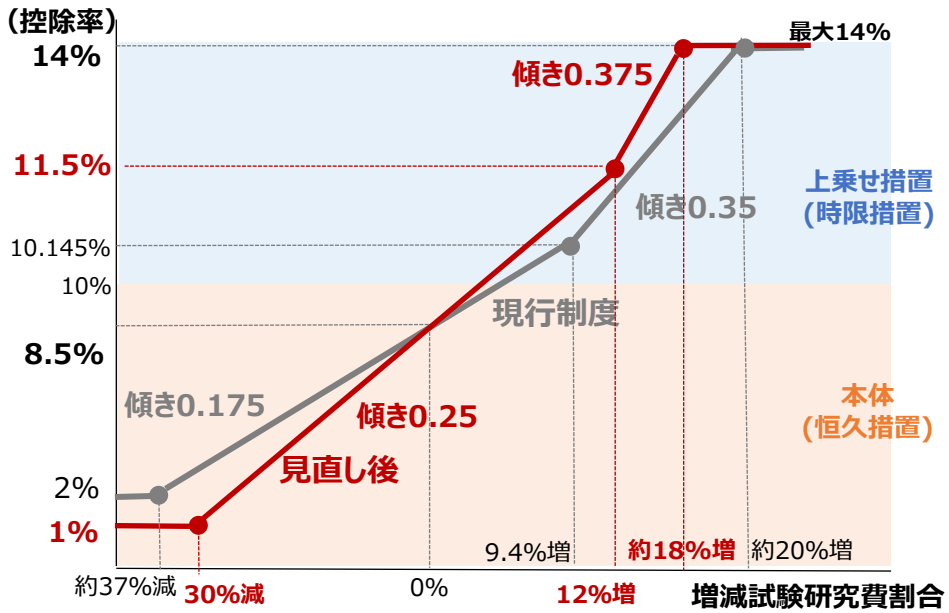

【時限措置の延長】

(1)控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、**適用期限を令和7年度末まで3年間延長**

(2)売上高試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗措置について、**適用期限を令和7年度末まで3年間延長**

【参考】増減試験研究費割合

増減試験研究費の額（試験研究費の額から比較試験研究費(※)の額を減算した金額）　の比較試験研究費に対する割合。

※前３年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額。

（２－２） ③研究開発型スタートアップの範囲の拡大

- **企業が革新的な新製品・新サービスを生み出す**ため、**スタートアップの技術の取り込みが必要**。また、**スタートアップの事業成長の観点**でも、**他の企業との共同研究等の活用は非常に重要**。
- **国内の企業とスタートアップとのオープンイノベーションを加速させるため、**オープンイノベーション型において、共同研究等の対象となる**研究開発型スタートアップの定義を見直し。**

現行制度（約200社）

① 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業

② 研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの

A) 認定国立大学ファンド又は研究開発法人が出資

B) 役員が研究開発法人・大学等の職を有している等

見直し後（2,000社超）

※以下を満たすスタートアップに、経済産業省の証明書を交付

① **設立15年未満**（設立10年以上の場合は営業赤字）

② **売上高研究開発費割合10%以上**

③ スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先

④ 未上場の株式会社かつ他の会社の子会社ではないもの 等

〈証明書発行の手続きイメージ〉

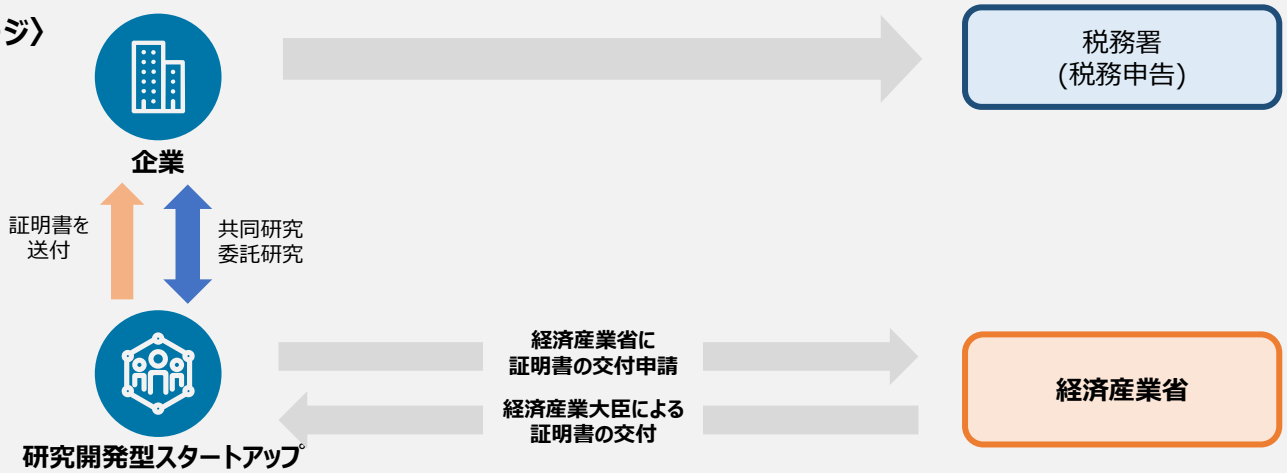

（２－２） ④高度研究人材の活用

- 質の高い研究開発を促進し、革新的なイノベーションを生み出す観点から、**研究開発税制におけるオープンイノベーション型の類型の一つ**として、**「博士号取得者」及び「外部研究者」を雇用した場合に係る人件費（工業化研究を除く）の試験研究を行う者の人件費に占める割合を対前年度比で３％以上増加する場合**、これらの**人件費の20%を税額控除できる制度を新たに創設**。

（※なお、オープンイノベーション型とは、大学やスタートアップ等と共同研究等を行う場合に、一般型よりも高い控除率が適用される制度。（控除率：一般型１～14%、オープンイノベーション型20～30%））

＜オープンイノベーション型の類型＞

対象となる試験研究費	相手方	税額控除率
共同試験研究・委託試験研究	大学・特別研究機関	30%
	スタートアップ等	25%
	民間企業、技術研究組合	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究		20%
高度研究人材の活用に関する試験研究（創設）		**20%**

以下の（１）及び（２）の要件を満たす場合に適用

（１）次のA÷Bが対前年度比で３％以上増加していること

A：①又は②の研究者の人件費（工業化研究を除く）
①博士号を授与されて5年を経過しない者
②他の事業者で10年以上研究業務に従事した者（雇用から５年を経過しない）

B：試験研究を行う者の人件費

（２）研究内容が社内外に広く公募されたもの等であること

（２－２）試験研究費の範囲の見直し　⑤サービス開発 ⑥デザインの設計・試作

- サービス開発においては、**新たなサービス開発を促すため、既存データを活用する場合も一定の要件の下で税制の対象に追加**。
- デザインの設計・試作においては、**税制で後押しする研究開発の質を高めていく観点から、考案されたデザインに基づく「設計・試作」のうち、性能向上を目的としないものは、税制の対象外**となるよう見直す。

サービス開発

現行制度

新たな「サービス開発」のために、以下の**すべて**を行う場合が対象。

- データ収集：センサー等を活用して、自動的に大量のデータを**収集**
- データ分析：専門家が、**ＡＩ等の情報解析技術**によって**データを分析**
- サービス設計：データの分析によって得られた**一定の法則性**を利用した**新たなサービスを設計**
- サービス適用：当該**サービスの再現性**を確かめる

見直し後

既存データ（企業が既に保有しているビッグデータ）を活用して行う「サービス開発」を対象に追加。

デザインの設計・試作

現行制度		
性能向上を目的としない開発業務	デザインの考案	×（対象外）
	考案されたデザインに基づく設計・試作	**○（対象）**

見直し後		
性能向上を目的としない開発業務	デザインの考案	×（対象外）
	考案されたデザインに基づく設計・試作	**×（対象外）**

※性能向上を目的としているかは、例えば研究開発のプロジェクトなど、一連の開発業務の単位で判断。

（２－３） DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の見直し及び延長

延長

（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

- 日本企業が、そのDX推進において課題となっている**デジタル人材の育成・確保に取り組むとともに、成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資に踏み切ることを後押しするため、**要件を見直した上で、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

認定要件

デジタル（D）要件

① **データ連携**
（他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること）

② **クラウド技術の活用**

③ 情報処理推進機構が審査する**「DX認定」の取得**（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、**デジタル人材の育成・確保**）

&

企業変革（X）要件

① 全社レベルでの**売上上昇**が見込まれる

② **成長性の高い海外市場の獲得**を図ること

③ **全社の意思決定**に基づくもの
（取締役会等の決議文書添付等）

税制措置の内容

対象設備	税額控除	特別償却
• ソフトウェア • 繰延資産*1 • 器具備品*2 • 機械装置*2	3％ or 5％*3	30%

*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
*2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
*3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合

※ **投資額下限：国内の売上高比0.1%以上**

※ **投資額上限：300億円**
（300億円を上回る投資は300億円まで）

※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

（参考１）我が国のDXの取組状況

- DXの取組を始めている企業の割合について、2020年と2021年を見ると、28.9%から45.3%へと改善、検討中の企業を含めると74.1%となる等、多くの企業が**DXに向けた取組を徐々に始めようとしており、デジタル技術を活用した経営改革（DX）の重要性は年々高まっている。**
- 一方、世界に目を向けると、**特に、我が国企業における全社戦略に基づくDXへの取組は、米国に比べて大きく遅れている**（全社戦略に基づきDXに取り組む企業は、日本：45%、米国：約72%）。

DXの取組状況

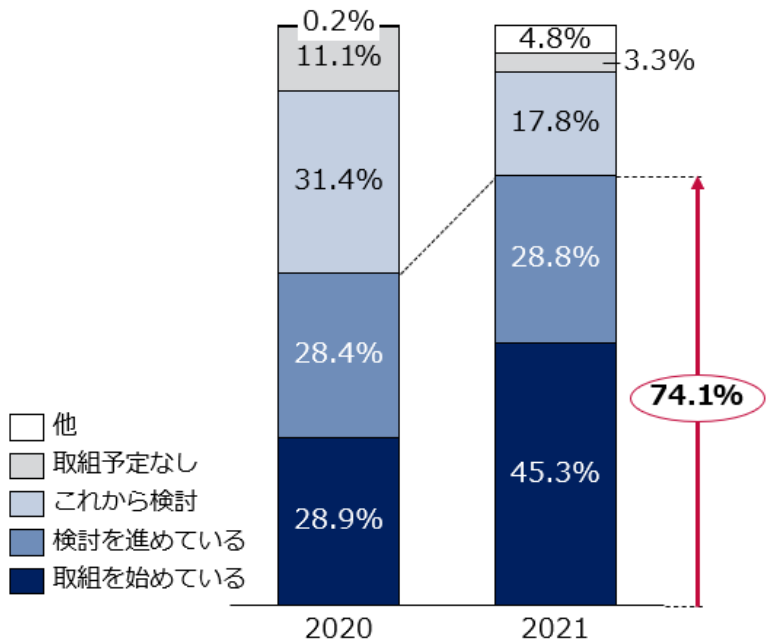

日米のDXへの取組状況

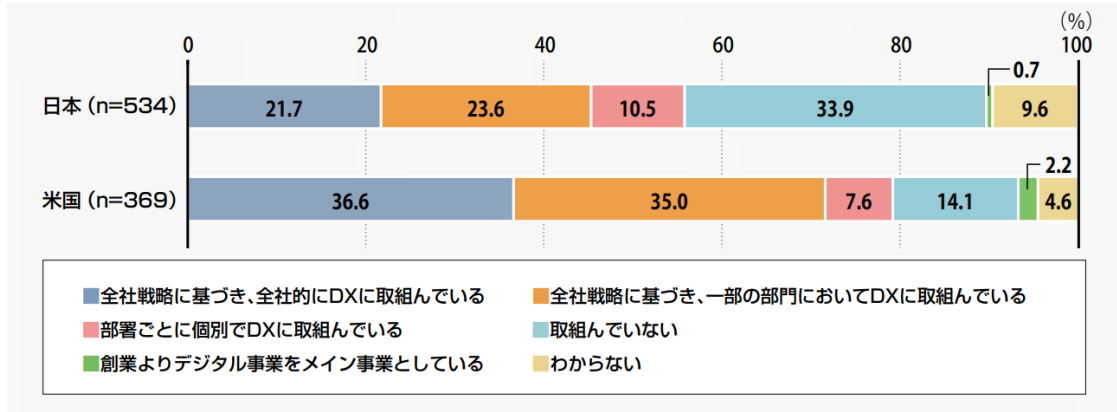

出所：「日本企業の経営課題2021」（日本能率協会）

出所：情報処理推進機構「DX白書2021」図表11-1

（参考２）日本企業のDXが進まない要因

- 企業が抱えるDX推進における課題・懸念事項を見ると、**社員の再教育や、推進体制構築といった人材関連の課題が上位を占めている**とともに、**資金・コストに関する課題があると認識している事業者も多い**。

DX推進における課題・懸念

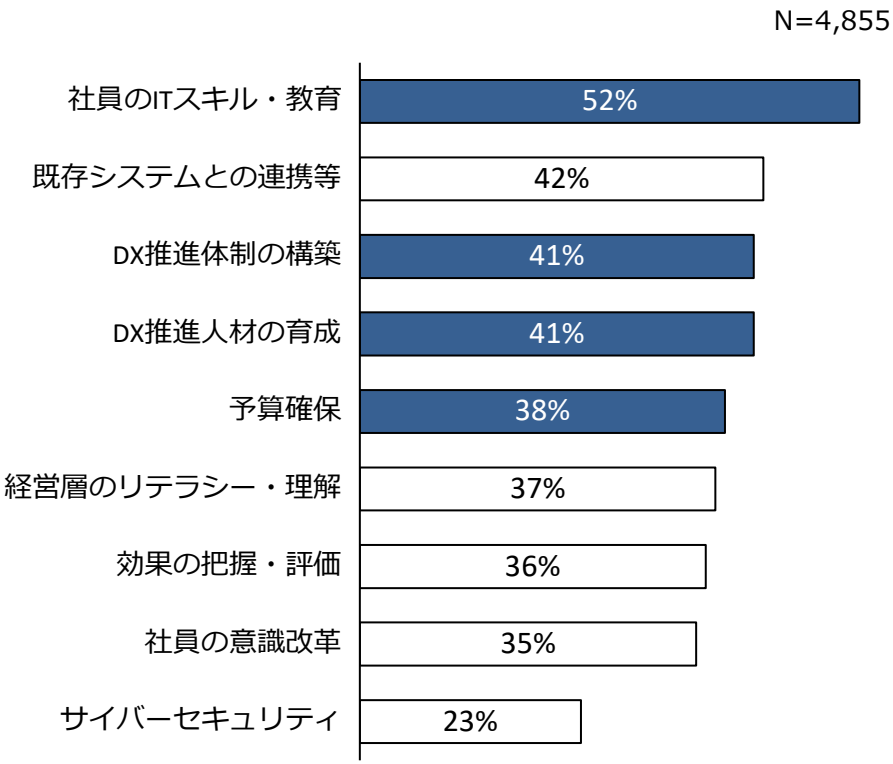

（%）

IoTやAI等のシステム・サービスを導入しない主な理由	2018年 (n=1,341)
使いこなす人材がいないから	**37.9**
コストがかかるから	**31.7**
導入に必要な通信インフラ等が不十分だから	17.2
利活用や導入に関する法令などの整備が不十分だから	5.1

出所：「J.D.パワー2021年DX取組動向調査」（J.D. パワー ジャパン）、企業IT動向調査報告書2020（JUAS）

（参考３）「効率化」中心の守りのデジタル投資⇒「変革」につながる攻めの投資

- 我が国企業のデジタル投資は、**約８割が既存システムの維持**にあてられている。
- 米国と比較すると、米国企業は**ビジネスモデル変革や利益・売上増加等**を目的にデジタル投資する一方、日本企業は**業務効率化・コスト削減等**に投資が集中。

我が国企業のIT予算配分

攻め：ビジネスの新しい施策展開
守り：現行ビジネスの維持・運営費用

（出典）一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査報告書 2020」より

IT予算用途の日米比較

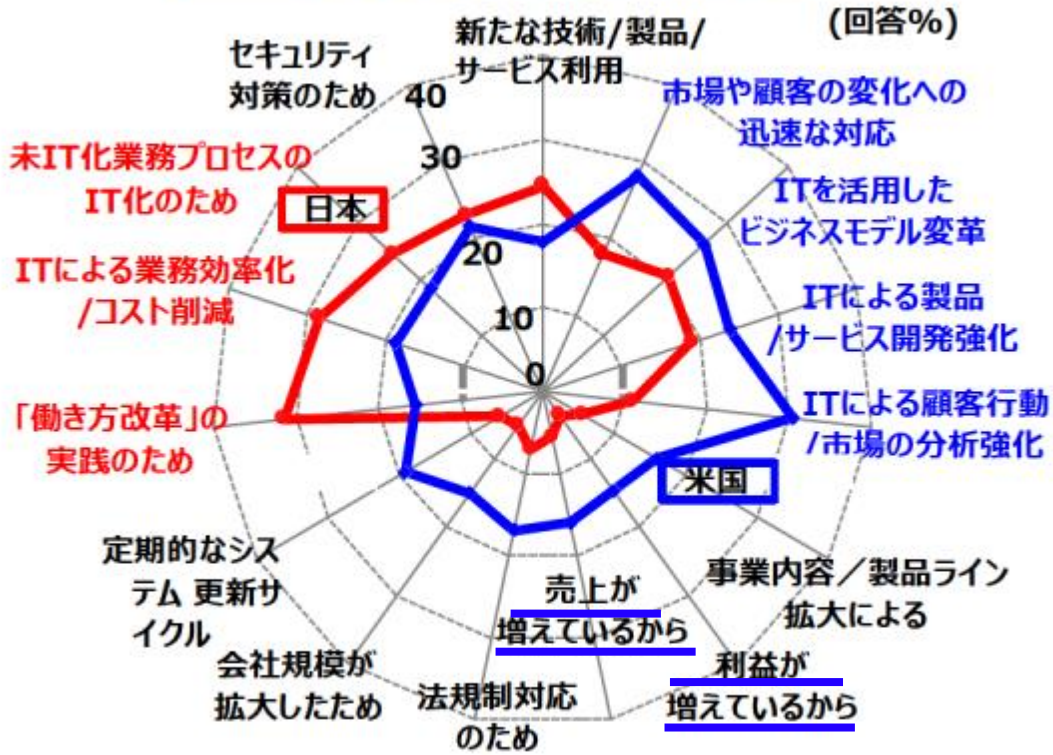

（出典）JEITA/IDC Japan「2020年日米企業DXに関する調査」（2021年1月）より

（資料）第2回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会

（２－４）車体課税の見直し及び延長（改正内容の全体像）

- **厳しい物価高**と**納期長期化**に直面する消費者の負担増を踏まえ、**エコカー減税**、**環境性能割**について、異例な措置として**現行制度を2023年末まで据え置く**。**クリーンディーゼル車**に対する現行の取扱いも、**2023年末まで延長**。
- 据え置き期間後は、燃費性能の向上を踏まえつつ、**現行の優遇規模を維持**する形で、**2025年度までの見直しを実施**。

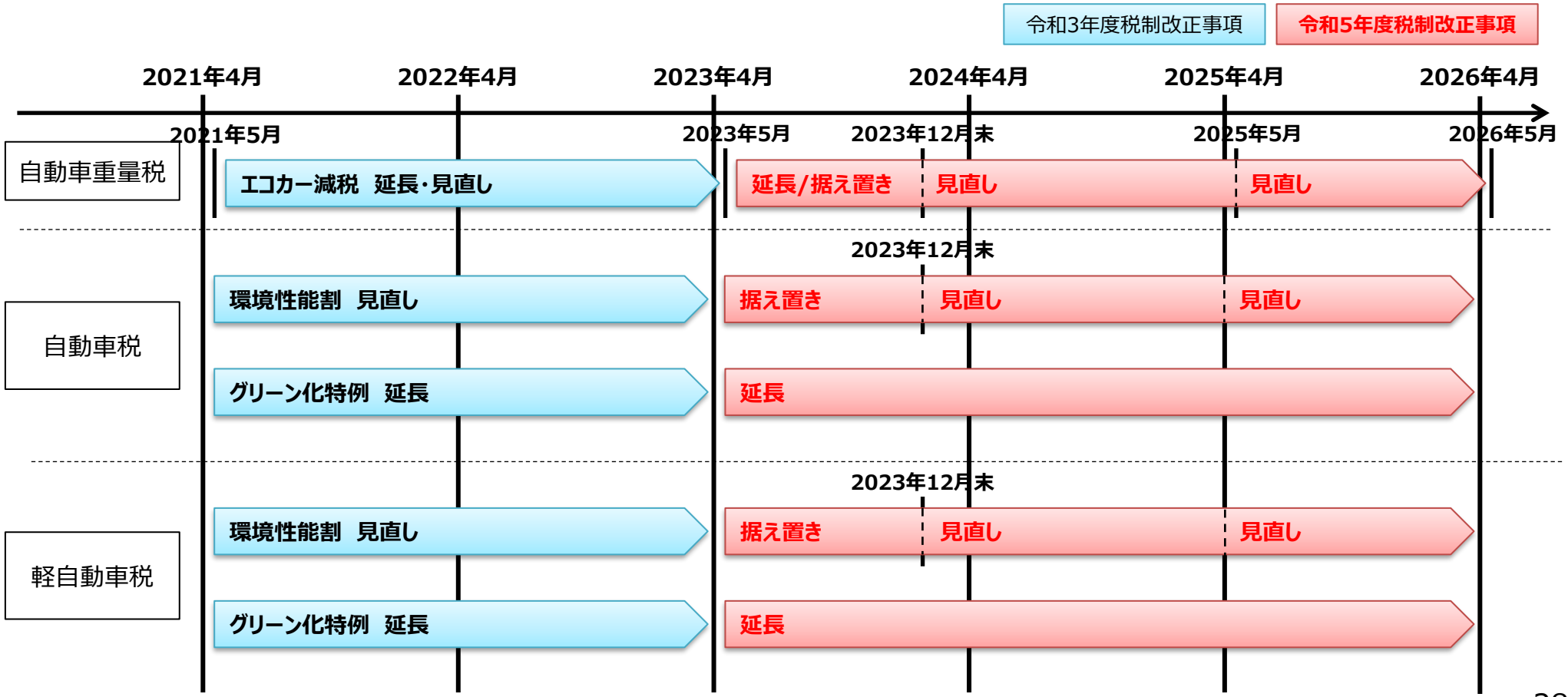

延長・見直し

（２－４）車体課税の見直し及び延長（エコカー減税）（自動車重量税）

- **厳しい物価高**と**納期長期化**に直面する消費者の負担増を踏まえ、異例な措置として**現行制度を2023年末まで据え置く**。**クリーンディーゼル車**に対する現行の取扱いも、**2023年末まで延長**。
- 据え置き期間後は、燃費性能の向上を踏まえつつ、**現行の優遇対象割合（7割）**、**免税対象割合（2.5割）を維持**する形で、**2025年度までの見直しを実施**。

  ※2025年度については、75%達成車も本則税率（2,500円）が適用されるエコカーとして支援対象に
- 電気自動車等の「**構造要件**（該当するだけで2回目車検時までの免税）」も**3年間維持**。

【現行・改正後】

2021年5月1日～2023年4月30日 →2023年12月31日まで据え置き	初回車検	2回目車検
電気自動車等	免税	免税
2030年度基準 **120%達成**		
2030年度基準 **90%達成**		
2030年度基準 **75%達成**	▲50%	
2030年度基準 **60%達成**	▲25%	

【改正後】

2024年1月1日～2025年4月30日	初回車検	2回目車検
電気自動車等	免税	免税
2030年度基準 **120%達成**		
2030年度基準 **90%達成**		
2030年度基準 **80%達成**	▲50%	
2030年度基準 **70%達成**	▲25%	

2025年5月1日～2026年4月30日	初回車検	2回目車検
電気自動車等	免税	免税
2030年度基準 **125%達成**		
2030年度基準 **100%達成**		
2030年度基準 **90%達成**	▲50%	
2030年度基準 **80%達成**	▲25%	
2030年度基準 **75%達成**	本則税率	

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
※電気自動車等以外は2020年度燃費基準達成車に限る
※自動車重量税は、エコカーの場合:2,500円/年（本則税率）、非エコカーの場合:登録車4,100円/年・軽自動車3,300円/年（当分の間税率）となっている（登録車は0.5トン毎）

延長・見直し

（２－４）車体課税の見直し及び延長（環境性能割）（自動車税、軽自動車税）

- **厳しい物価高**と**納期長期化**に直面する消費者の負担増を踏まえ、異例な措置として**現行制度を2023年末まで据え置く**。**クリーンディーゼル車**に対する現行の取扱いも、**2023年末まで延長**。
- 据え置き期間後は、燃費性能の向上を踏まえつつ、**現行の軽減対象割合（7割）**、**非課税対象割合（5割）を維持**する形で、**2025年度までの見直しを実施**。

【現行・改正後】

2021年4月1日～2023年3月31日 →2023年12月31日まで据え置き	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
2030年度基準 **85%達成**		
2030年度基準 **75%達成**	１％	
2030年度基準 **60%達成**	２％	１％
上記以外	３％	２％

【改正後】

2024年1月1日～2025年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
2030年度基準 **85%達成**		
2030年度基準 **80%達成**	１％	
2030年度基準 **70%達成**	２％	１％
上記以外	３％	２％

2025年4月1日～2026年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
2030年度基準 **95%達成**		
2030年度基準 **85%達成**	１％	
2030年度基準 **80%達成**	２％	
2030年度基準 **75%達成**		１％
上記以外	３％	２％

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
※電気自動車等以外は2020年度燃費基準達成車に限る

（２－４）車体課税の見直し及び延長（グリーン化特例）（自動車税、軽自動車税）

延長

- 現行制度の適用期限を**3年延長**する。

【現行】

2021年4月1日～2023年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等	▲75%	▲75%

【改正後】

2023年4月1日～2026年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等	▲75%	▲75%

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

（参考）令和５年度税制改正大綱（令和４年12月16日）

第一　令和５年度税制改正の基本的考え方等

２．経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

（４）車体課税

約550万人の雇用を創出するなど日本経済の「基幹産業」である自動車産業は、グローバルでの熾烈な競争環境の下で、CASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。具体的には、電気自動車の普及や内燃機関自動車に対する規制強化にみられる脱炭素の要請への対応、保有から利用への移行、ネットワーク接続された自動車を中心とした自動運転技術の登場といった動きが挙げられる。こうした動きは自動車産業に変質を迫ると同時に、より多様な産業を自動車産業に関連付けていくことが想定される。こうした**関連産業を含めた「モビリティ産業」が社会課題の解決に貢献する**とともに、引き続き**日本経済を牽引する存在であり続けられるよう**、「モビリティ産業」の発展に向けた青写真を描き上げ、その中で自動車産業のあるべき姿を再定義した上で、**官民の総力を結集し、この大変革への対応に臨むべき**である。

税制についても、更なる電動化をはじめとするこれらの**変革に向けた自動車産業の対応を後押し**するとともに、**「モビリティ産業」の広がりを踏まえたものとしていく**ため、**抜本的な見直しに向けた第一歩を踏み出す必要**がある。加えて、**2050年のカーボンニュートラルの達成**に向けて、**多様な選択肢の下、将来の合成燃料の内燃機関への活用**も見据え、**電動車**（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）**の普及と競争力強化に引き続き取り組むべき**である。

（参考）令和５年度税制改正大綱（令和４年12月16日）

第三　検討事項

４　自動車関係諸税の見直しについては、**日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望**を踏まえるとともに、**「2050年カーボンニュートラル」目標の実現**に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、**自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がり**や**保有から利用への移行**、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、**受益と負担の関係も含め**、公平・中立・簡素な課税のあり方について、**中長期的な視点に立って検討**を行う。その際、**電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点**から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、**産業の成長と財政健全化の好循環の形成**につなげるため、**利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組み**について**次のエコカー減税の期限到来時までに検討**を進める。また、**自動車税**については、電気自動車等の普及等の**カーボンニュートラルに向けた動き**を考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、**イノベーションへの影響等の多面的な観点**も含め、**関係者の意見を聴取しつつ検討**する。

延長

（２－５）バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長（揮発油税、地方揮発油税）

- 非化石エネルギー源の利用を促進し、エネルギーの安定供給確保を図るため、**バイオエタノールを混合したガソリンを製造した場合におけるバイオエタノール混合分の揮発油税及び地方揮発油税を控除する特例措置**について、**適用期限を5年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和９年度末まで（5年間の延長）】

○　エネルギー供給構造高度化法の告示において、石油精製事業者（石油元売り）に対して、バイオエタノールを原油換算で年間50万KL導入することを義務付け。

○　ガソリンと比較して、バイオエタノールの導入にはコストがかかる。バイオエタノールの導入を促進するため、ガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税：53.8円/L）の課税標準から、混合したバイオエタノールの数量分を控除。
→本措置により、エネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入義務量を毎年達成。

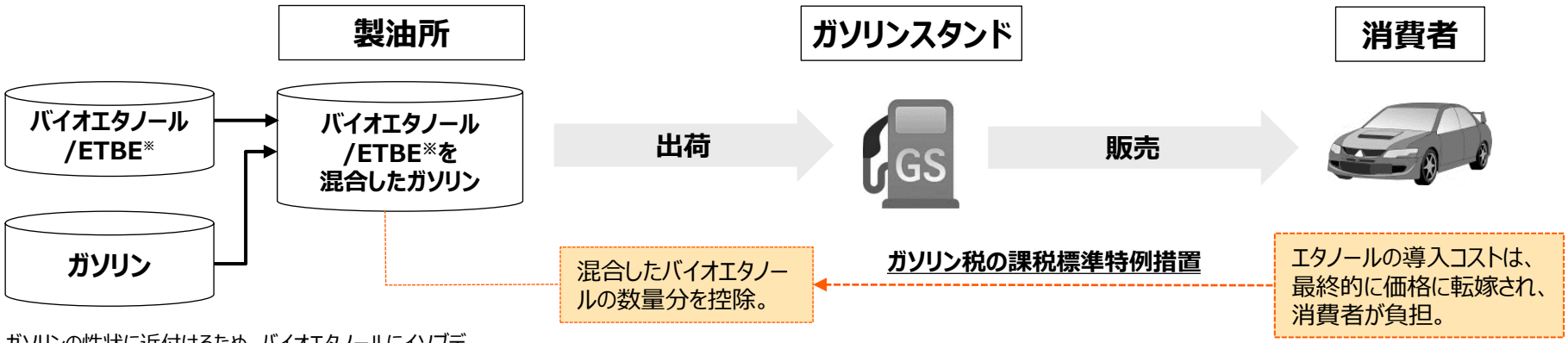

※ ガソリンの性状に近付けるため、バイオエタノールにイソブテンを合成→ETBE化（エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）

延長

（２－６）非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度税制の延長（石油石炭税）

- 我が国においては、**原油の輸入段階で石油石炭税が課税**されるため、そのままでは、精製過程で必ず発生する販売商品としての価値がない**「非製品ガス」に対しても課税**されてしまう。
- このため、**「非製品ガス」の石油石炭税の還付制度について、適用期限を５年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和９年度末まで（５年間の延長）】

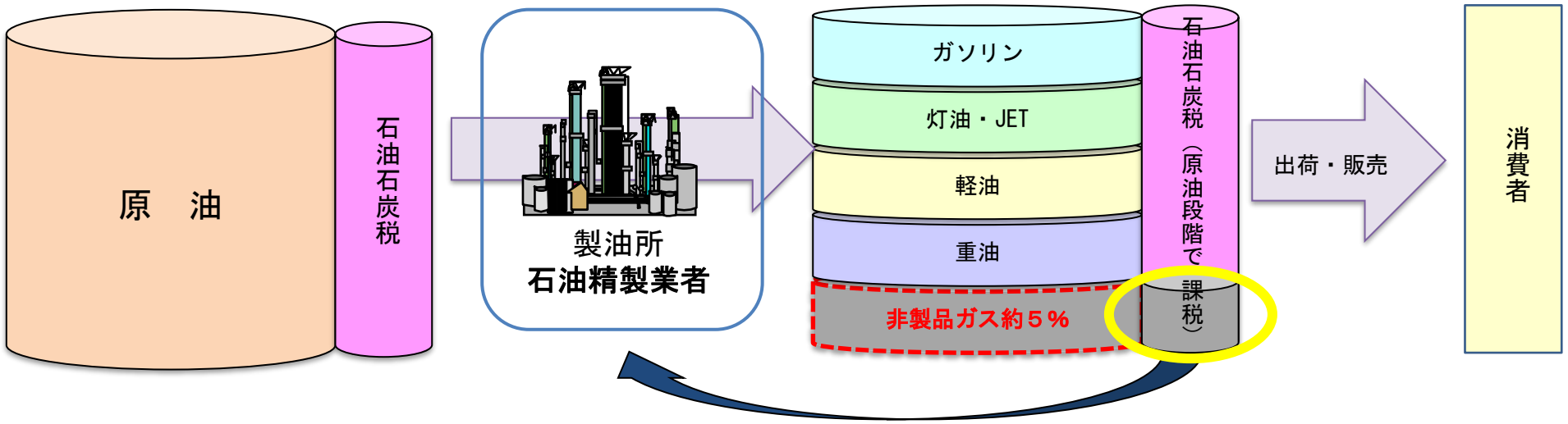

非製品ガスに変わる分の原油に対する石油石炭税を還付

期待される効果

- 石油コンビナートの国際競争力の向上（CNトランジションに向けた取組等の促進・強化）
- 石油サプライチェーンの維持・強化によるエネルギーセキュリティの確保

（参考）非製品ガスについて

1．組成：非製品ガスは、メタン、エタン及び水素を主成分として組成されているガスである。

2．性質：非製品ガスは、石油精製プロセスで副次的に発生するものであり、ガソリン等の石油製品のように性状が安定せず、「燃料製品」として生産されるものではない。

3．処理方法：非製品ガスは、製油所内外の安全の確保及び環境対策のために、大気中に放出することができないため、焼却処理をしなければならない。

石油精製プロセスの概略図と非製品ガス発生箇所

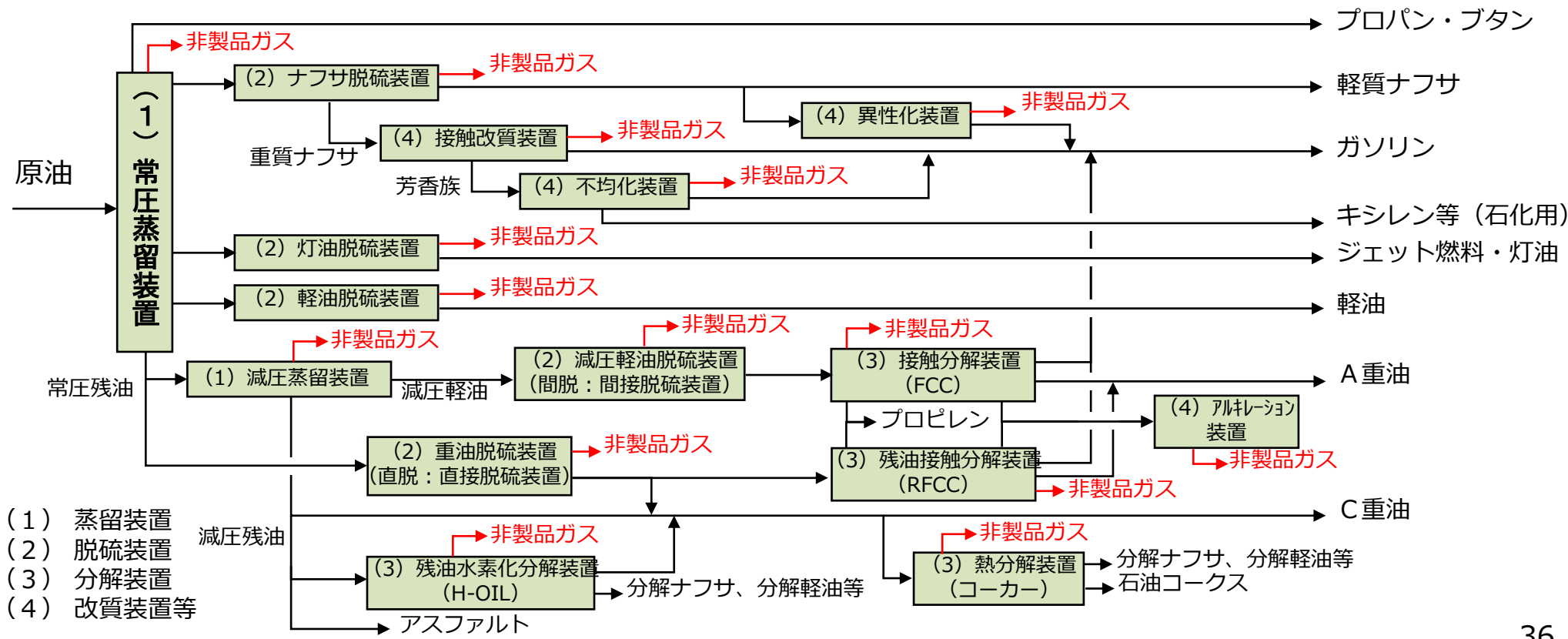

（参考）カーボンニュートラルに向けた取組と石油サプライチェーン維持の両立

- 石油は、国民生活や経済活動を支える重要なエネルギーであり、**平時・緊急時を問わず安定供給を確保することはエネルギーセキュリティ上重要**。
- 足下では、ロシアのウクライナ侵攻に起因する国際エネルギー市場が逼迫する中で、石油の重要性が再認識され、安定供給に対する意識の高まりに加え、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、石油精製事業者は水素・アンモニアといったカーボンニュートラルに資するエネルギー源の供給者としての役割が期待されている。
- そのため、**石油の安定供給確保とカーボンニュートラル実現に向けた取組の両立を後押ししていくことが必要**。

平時の対応

＝安定供給のための経営基盤強化

- 製油所あるいは石油化学などとの「事業所間連携」
- エネルギー効率改善に向けた技術開発など省エネの推進
- **サイバー攻撃といった経済安全保障に関する対策**

＋

緊急時に向けた対応

＝供給途絶や大規模災害等に備えた対応

- 海外からの供給途絶に備えた、石油備蓄の実施
- 官民一体での緊急時対応に向けた体制整備（災害時石油供給連携計画など）インフラの強靭化対策（製油所・油槽所の耐震・液状化対策等）の推進。

2050年カーボンニュートラルに向けた対応

- **脱炭素化に向けた燃料・原料転換等の設備投資**
- **バイオ燃料や合成燃料などのCN燃料の技術開発・投資　等**

↓

2050年カーボンニュートラルに向けた投資と平時・有事における低廉かつ安定的な石油供給の両立

継続検討

（２－７）電気・ガス供給業の収入金課税の見直し（事業税）

- 法人事業税は、**通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税**される一方、**電気・ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税**される仕組みとなっている（**収入金課税**）。
- **令和２年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直し**が行われたものの、**収入金課税の仕組みは存続**。令和５年度税制改正においては、**与党税制改正大綱　第三　検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について引き続き検討する。」ことが明記**された。
- 「一般の事業と同様の課税方式」の実現に向け、**課税方式の見直しについて引き続き検討**する。

見直し前の制度

現行制度

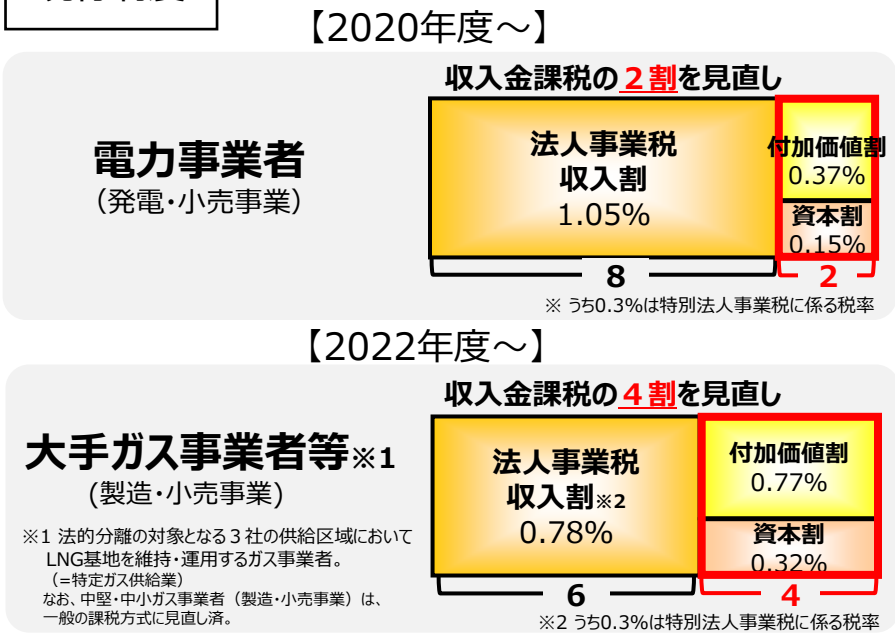

要望内容

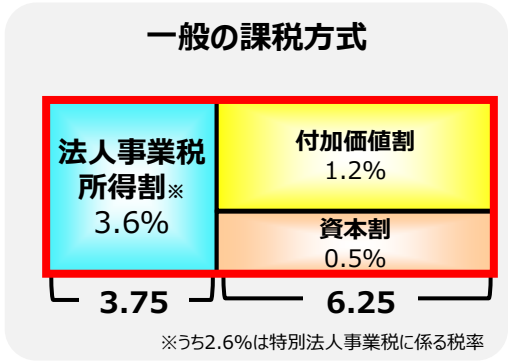

令和５年度与党税制改正大綱 第三 検討事項（抜粋）

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

（２－８）特定小型原動機付自転車に係る所要の措置（軽自動車税）

新設

- 軽自動車税については、地方税法に基づき、軽自動車及び原動機付自転車を対象としている。
- 令和4年4月の改正道路交通法では、電動キックボード等は、原動機付自転車のうち、「**特定小型原動機付自転車**」として定義。
- 今般、道交法において新たに定義された**特定小型原動機付自転車の税率については、現行の原動機付自転車の税率を踏まえ2,000円とする。**

現行制度

○電動式のモーター（原動機（定格出力0.6kw以下））により走行する電動キックボードについては、原動機付自転車に該当する。
○所有者には、地方税法に規定する軽自動車税を納付する義務がある。

【原動機付自転車の軽自動車税率】

車種区分		年額
原動機付自転車	50cc以下（定格出力0.6kw以下）	2,000円
	50cc超90cc以下（定格出力0.6kw超0.8kw以下）	2,000円
	90cc超125cc以下（定格出力0.8kw超1.0kw以下）	2,400円
	ミニカー	3,700円

改正概要

特定小型原動機付自転車に係る税率を2,000円とし、道路交通法の一部を改正する法律附則第１条第３号に定める日の属する年度の翌年度（同法の施行日が４月１日の場合には、同年度）分以後の軽自動車税種別割について適用する。

３．中小企業･小規模事業者の設備投資･経営基盤の強化と地域経済を牽引する企業の成長促進

（３－０）中小企業の設備投資関連税制の新設･延長

- **「中小企業投資促進税制」、「中小企業経営強化税制」**について、適用期限を**2年間延長**する。
- また、**赤字の事業者を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため**、赤字企業にも効果がある**生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置**を新設する。

改正概要 【適用期限：令和６年度末まで】

設備の種類（価額要件）		ソフトウェア（70万円以上）	機械装置（160万円以上）	器具備品・工具（30万円以上）	建物附属設備（60万円以上）
支援措置	国税	【中小企業経営強化税制】 ⇒延長（2年） 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均１%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率５%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備			
		【中小企業投資促進税制】 ⇒延長（2年） 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			
	地方税		【生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】⇒新設 計画中に賃上げ表明に関する記載なし：３年間、課税標準を１／２に軽減 計画中に賃上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を１／３に軽減		

※ を付した部分は、資本金3,000万円超１億円以下の法人の場合

延長

（３－１）中小企業経営強化税制の延長（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（１０％※）のいずれかの適用を認める措置。

※資本金3、000万円超の場合は７％

- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長する。**

改正概要　【適用期限：令和６年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備（A類型）	**生産性が旧モデル比平均1%以上向上**する設備	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る） 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア　（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	・**生産等設備**を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄　宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・**国内への投資**であること ・**中古資産・貸付資産でないこと**等
収益力強化設備（B類型）	**投資収益率が年平均5%以上**の投資計画に係る設備	経済産業局		
デジタル化設備（C類型）	**可視化**、**遠隔操作**、**自動制御化**のいずれかに該当する設備			
経営資源集約化設備（D類型）	**修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上**の投資計画に係る設備			

※１ 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等を除きます。
また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。
※２ 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。
※３ ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除きます。
※４ その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。

延長

（３－２）中小企業投資促進税制の延長（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（７%※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。

※税額控除は資本金3、000万円以下の中小企業者等に限る

- 物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、**適用期限を2年間延長する。**

改正概要　【適用期限：令和６年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1，000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量3．5トン以上）
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金3，000万円以下の中小企業　　30%特別償却　又は　7%税額控除
	資本金3，000万円超の中小企業　　30%特別償却

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④その管理のおおむね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業（その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供すものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

（３－３）生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設

新設

（固定資産税）

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資や賃上げを後押し**するため、**赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置を新設**。

改正概要　【適用期限：令和6年度末まで】

＜全体のスキーム＞

国
（基本方針の策定）

協議 ⇅ 同意

市町村
（導入促進基本計画の策定）

申請 ⇅ 認定

中小企業
（先端設備等導入計画の策定）

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業
計画認定要件	３～5年の計画期間における労働生産性が年平均３％以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること
対象設備等	

設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
①機械及び装置	１６０万円以上	投資利益率が年率５％以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）
②測定工具及び検査工具	３０万円以上	
③器具備品	３０万円以上	
④建物附属設備	６０万円以上	

特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：３年間、課税標準を１／２に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を１／３に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間
適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）

（３－４）外形標準課税のあり方（事業税）

その他

- **与党税制改正大綱**において、**今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」ことが明記**された。

令和５年度与党税制改正大綱

第一　令和５年度税制改正の基本的考え方等
（３）外形標準課税のあり方

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金１億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

外形標準課税の対象法人数は、資本金１億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約３分の２まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を１億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。

こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

（３－５）中小企業者等の法人税率の特例の延長（法人税、法人住民税）

延長

- **中小企業者等の法人税率**は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。
- 租税特別措置において、更に15%まで軽減されており、この適用期限を**2年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和６年度末まで】

○中小企業者等の法人税率は、年８００万円以下の所得金額について１９%に軽減されている（本則）。
○当該税率を、令和５年３月３１日までの時限的な措置として、更に１５%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 （資本金１億円超の法人）	所得区分なし	２３．２%	－
中小法人 （資本金１億円以下の法人）	年８００万円超の所得金額	２３．２%	－
	年８００万円以下の所得金額	１９%	１５%

（３－６）中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長（所得税、法人税、法人住民税）

拡充・延長

- **中小企業の積極的な研究開発を促進**する観点から、**増減試験研究費割合に応じた控除率・控除上限の上乗せ措置を一部見直し**た上で、時限措置の3年間の延長を行う（コロナ特例については期限通りに廃止）。
- また、**スタートアップとの共同研究や高度人材等の活用を促進**するため、**オープンイノベーション型の見直し**や、**デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押し**する観点から、**試験研究費の範囲を見直す。**

改正概要　【適用期限（時限措置）：令和7年度末まで】

控除上限

法人税額の10%（時限措置）	売上高試験研究費割合が10%超の場合の控除上限上乗せ **➡３年間延長**	or	増減試験研究費割合が9.4%超の場合の控除上限の上乗せ **➡12%超の場合に見直した上で３年間延長**
法人税額の25%（恒久措置）	恒久措置の控除上限		

控除率

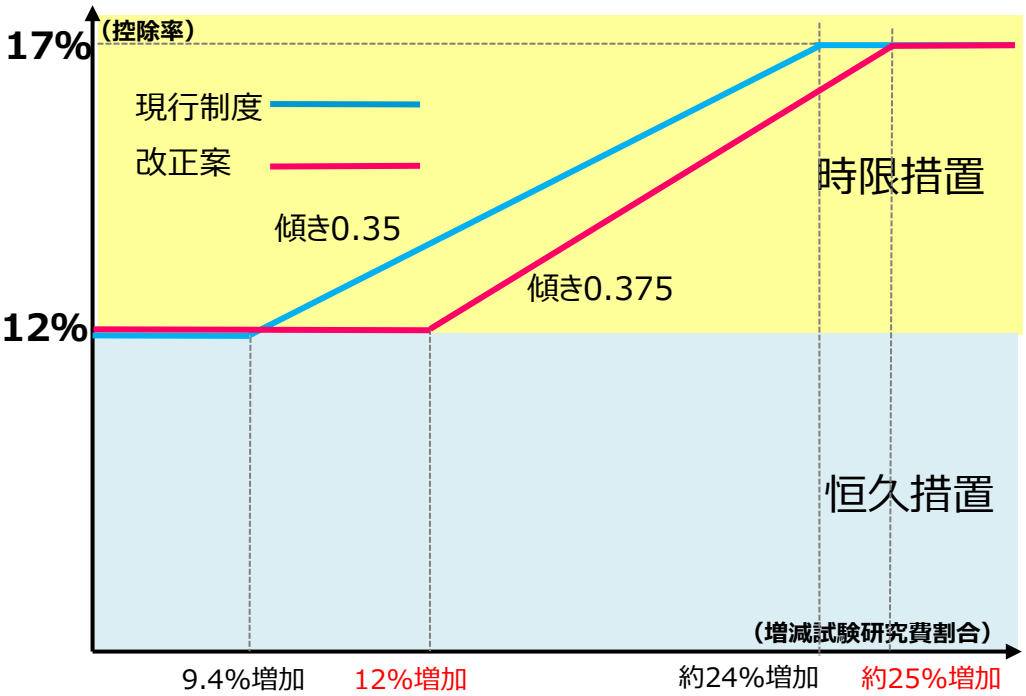

その他の見直し

オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義の見直し・高度・外部研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲の見直し（サービス開発の対象の拡大、性能向上を目的としないデザインの設計・試作は対象外）

（３－７）中小企業防災･減災投資促進税制の拡充及び延長（所得税、法人税）

拡充・延長

- 近年、全国各地で自然災害が頻発しており、**中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要**。
- 事業継続力強化計画を策定し、自然災害に備える中小企業の防災･減災設備投資を後押しするため、**耐震設備を対象設備として追加した上で、適用期限を2年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和6年度末まで】

○特別償却率を18%（令和7年4月以降に取得等をする場合は16%）とした上で、適用期限を2年間延長する。
○昨今の激化する自然災害への事前対策を強化するため、対象に耐震装置を追加する。

適用対象者：令和7年3月31日までに「（連携）事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者
適用期間　：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
支援措置　：特別償却18%　（令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%）
対象設備　：以下の通り

減価償却資産の種類（取得価額要件）	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（100万円以上）	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品（30万円以上）	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備（60万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

（参考）近年の災害の発生状況及び中小企業における防災・減災設備のニーズ

- 自然災害は**全国どこでも起こりうるものであり、近年は災害が頻発・激甚化**する傾向が顕著。
- 中小企業がベースを支えるサプライチェーンの強靭化のためにも、重要設備（データサーバーや生産設備等）の耐震対策は重要。**効果・ニーズの高い耐震装置を本税制の対象設備に追加する。**

【全国で頻発する激甚災害（平成28年以降）】

→直近で大規模災害が発生していないのは６県のみ

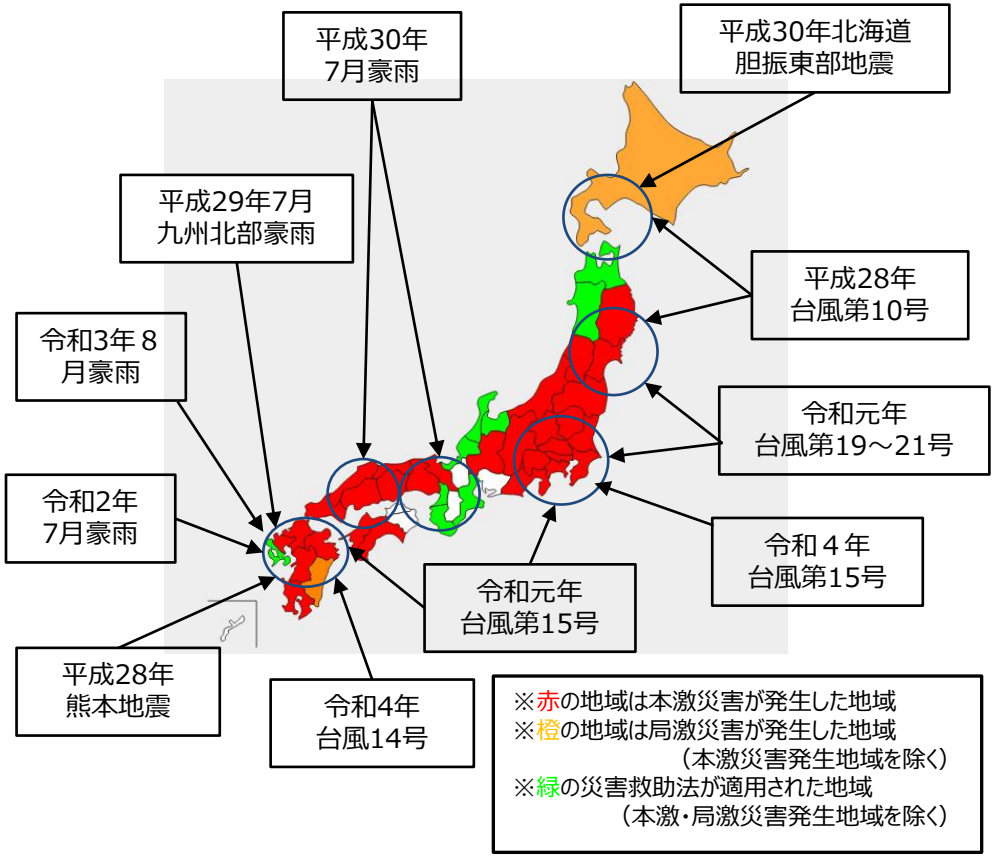

【防災・減災設備のニーズ】

→耐震装置のニーズが最も高い

（問：税制措置が利用できる場合、特に利用したいと考える対象設備）

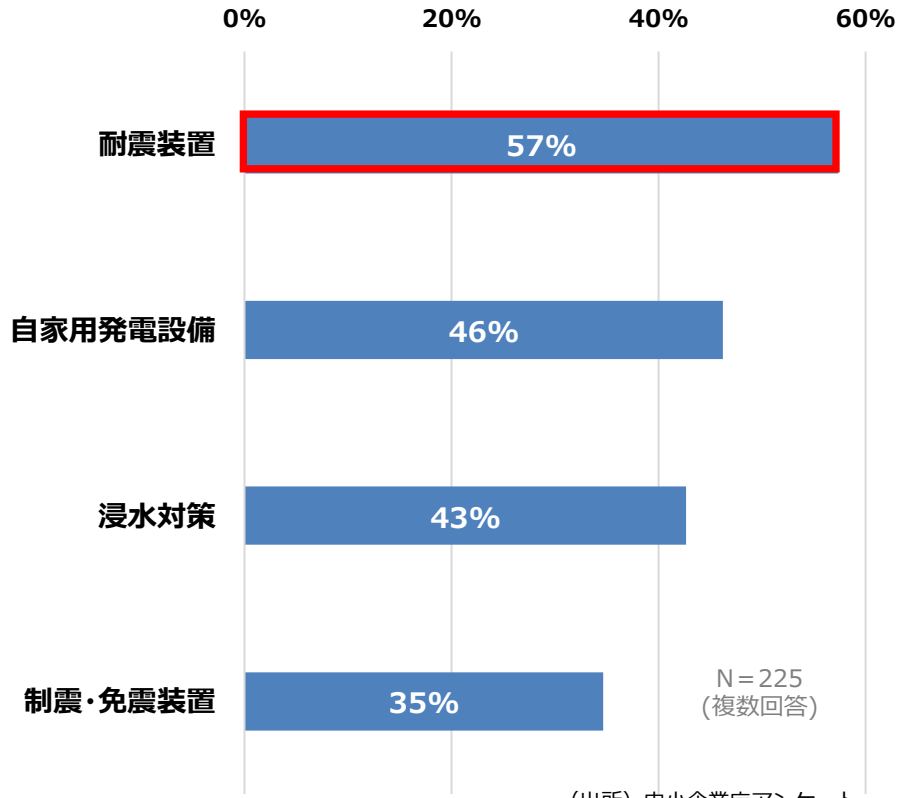

（出所）中小企業庁アンケート

（３－８）インボイス制度導入に伴う、中小・小規模事業者等の負担軽減・影響最小化に係る所要の措置

その他

（消費税、地方消費税）

- **中小・小規模事業者の負担軽減や影響最小化**のために、以下の措置を講じる。
  （１）**これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の２割に軽減する**３年間の負担軽減措置
  （２）**基準期間における課税売上高が１億円以下**又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下**の事業者の行う**課税仕入れに係る支払い対価の額が**１万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする**６年間の事務負担軽減策
  （３）**１万円未満の値引きや返品等の返還インボイスについて交付義務を免除**
- 加えて、**与党税制改正大綱**において「改めて**政府内の関係府省庁で連携して必要な体制を構築**し、予算による**支援措置や負担軽減措置を丁寧に周知**する」「**事業者が抱える問題意識や課題**を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながら**きめ細かく対処していく**」「令和５年３月31日の**登録申請の期限について柔軟な対応**を行う。その上で、令和５年10月の**インボイス制度移行後においても弾力的な対応に努める**とともに、**新たな課題が生じた場合には、必要に応じて柔軟に対応策を講じていく**」**ことが明記**された。

令和５年度与党税制改正大綱

第一　令和５年度税制改正の基本的考え方等
５．円滑・適正な納税のための環境整備
（１）適格請求書等保存方式の円滑な実施について
（略）
以上のような取組みに加え、円滑な制度移行のために、更に次のような新たな税制上の措置を講ずる。
①インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減
　これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の２割に軽減する３年間の負担軽減措置を講ずることにより、納税額の激変緩和を図る。この措置により、簡易課税制度の適用を受ける場合に比べ、更に事務負担が軽減される。
②事業者の事務負担軽減
　インボイス制度の定着までの実務に配慮し、一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする６年間の事務負担軽減策を講ずる。加えて、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する。

　これらの取組みを着実に進めつつ、制度への移行に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進める観点から、改めて政府内の関係府省庁で連携して必要な体制を構築し、予算による支援措置や負担軽減措置を丁寧に周知する。こうした取組みも含め、引き続き、事業者が抱える問題意識や課題を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながらきめ細かく対処していく。加えて、令和５年３月31日の登録申請の期限について柔軟な対応を行う。その上で、令和５年10月のインボイス制度移行後においても弾力的な対応に努めるとともに、新たな課題が生じた場合には、必要に応じて柔軟に対応策を講じていく。

（３－９）地域未来投資促進税制の拡充及び延長（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

拡充・延長

- 地域経済がエネルギー価格や原材料費の高騰等の厳しい経済状況に直面する中、引き続き、**高い付加価値を生み出す設備投資を促進する観点から、適用期限を２年間延長**する。
- **地域の「稼ぐ力」を強化**すべく、**特に高い付加価値（３億円以上）を創出**し、地域内企業との取引や雇用を通じて、**より一層地域経済に波及効果を及ぼす事業**について**上乗せ支援の対象**とする。

改正概要　【適用期限：令和６年度末まで】

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合
① 地域の特性の活用　② 高い付加価値の創出
③ 地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること
【通常類型】
・労働生産性の伸び率が４％以上又は投資収益率が５％以上
【サプライチェーン類型】
・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が５％以上 等

② 設備投資額が2,000万円以上
③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去５年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より５％以上高いこと
⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率４％以上かつ投資収益率５％以上

※ 連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については連結財務諸表における減価償却費を用いる。

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

1.対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となる。
2.税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3.対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4.地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

〈上乗せ支援の要件〉

現行の上乗せ要件⑥（ア）に新たな上乗せ要件⑥（イ）を追加し、支援対象を拡充

要件⑥（（ア）または**（イ）**）と要件⑦を満たすこと
⑥（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が８％以上
（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上
⑦ 労働生産性の伸び率４％以上かつ投資収益率５％以上
※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外。

（参考）地域経済を巡る状況

- 地域未来投資促進税制の適用を受けるため、主務大臣による課税特例の確認を受けた事業は、2022年12月時点で**全国で累計2,866件**となっており、本税制措置の**利活用ニーズは大きい**。
- **エネルギー価格や原材料費の高騰**等を背景に**厳しい経済状況が継続**。**本税制措置により、地域経済を牽引する企業の成長促進のための設備投資の後押しが必要**。

＜地域未来投資促進税制に係る課税特例の確認件数（累計）＞

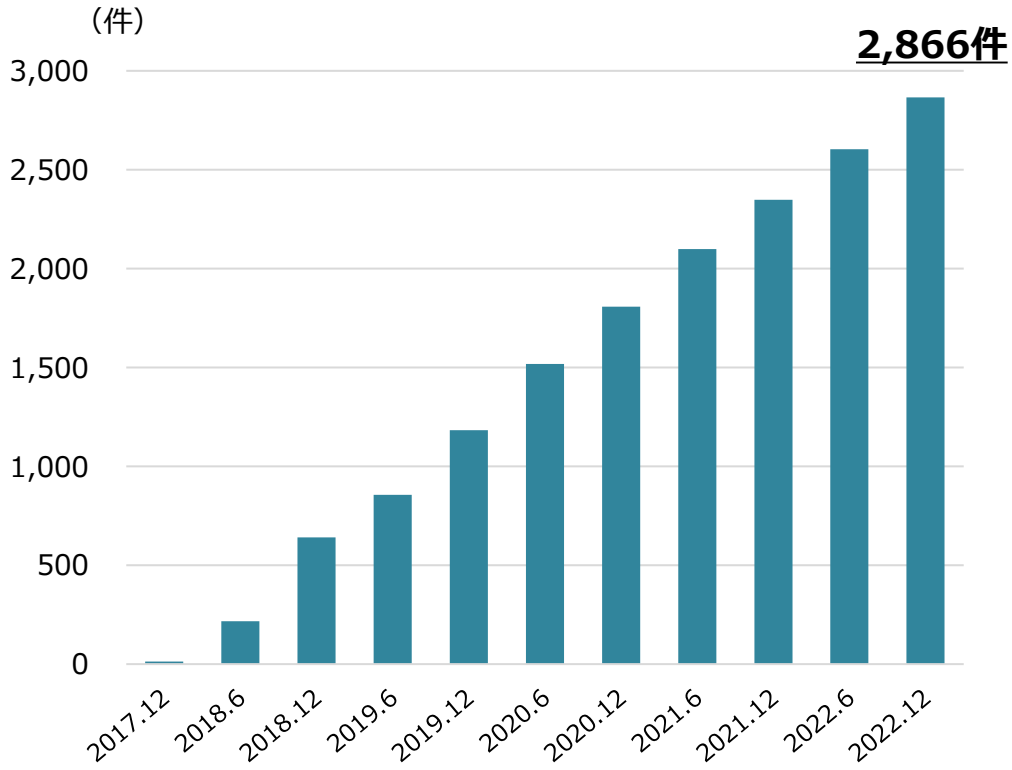

出典：主務大臣による課税特例の確認実績に基づき経済産業省作成。

＜設備投資を巡る国内各地域の声＞

【設備投資全般に関する声】

- 半導体不足や中国のロックダウンの影響で受注環境の不透明性が高い中、**物流費やエネルギー価格の高騰**が収益を圧迫しており、**不急の設備更新案件はなるべく先送りする扱い**としている（広島[自動車関連]）。
- 欧州経済の不透明感が強まる中、**原材料価格や人件費の高騰**による収益環境の悪化を受け、**不急の維持・更新投資を延期**した（京都[電子部品・デバイス]）。
- **原材料価格の上昇**を背景に、機械設備の更新費用が当初の見通しから大幅に上振れているため、**投資計画の見直しを余儀なくされている**（松山[輸送用機械]）。

出典：日本銀行「地域経済報告（さくらレポート）」2022年7月・2022年10月版より抜粋。

４．企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備

（４－１）経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応

- 2021年10月、OECD/G20は、グローバル・ミニマム課税の導入に合意。
- **令和5年度税制改正では**、
  - **グローバル・ミニマム課税の一部（所得合算ルール）が導入される**予定。
  - その際、**多国籍企業に関する現行の国別報告事項（※1）を用いてグローバル・ミニマム課税の詳細な確認作業が必要となる企業を絞り込み、事務手続きを簡素化**する。
  - **適用開始時期は、令和6年4月以降に開始する対象会計年度**とする。
- OECDにおいて2023年以降に議論される論点については、その進展を踏まえ、**令和６年度税制改正以降に対応する方向で検討を継続**。

（※1）国別報告事項。年間の連結総収入が7.5億ユーロ以上の多国籍企業が作成対象。事業活動を行っている各国ごとの収入額、税引前利益額、法人税額、従業員数、資本金、利益剰余金及び有形資産の額等を、親会社又は子会社が所在する国の税務当局に報告することが求められている。

＜グローバル・ミニマム課税の概要＞

- 法人税の最低税率（15%）を設定し、外国子会社の最低税率に対する不足分の税額を本邦親会社で課税。
- 課税対象となるのは、**年間の連結総収入が7.5億ユーロ（※2）以上の多国籍企業**。

（※2）147円/ユーロで換算すると約1,100億円

＜所得合算ルールのイメージ＞

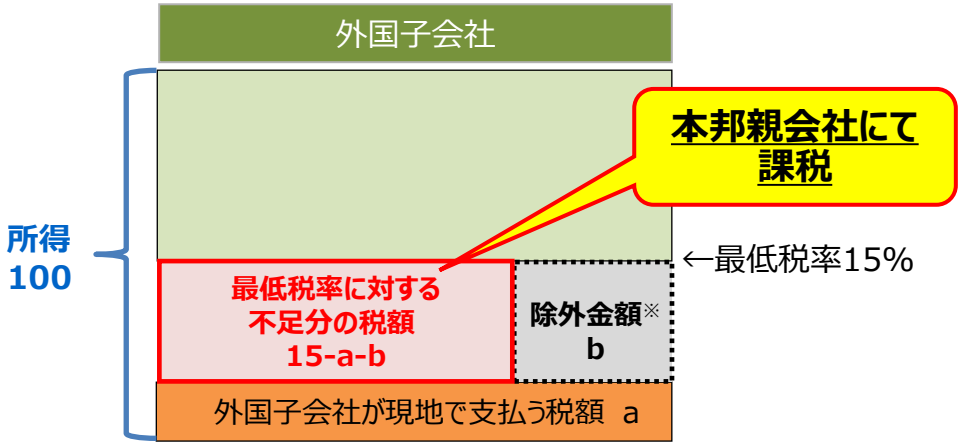

（※）外国子会社の有形資産簿価と支払い給与の合計の5%（導入当初は、有形資産簿価は最大8%、支払給与は最大10%除外。その後、漸次割合が減少）。

（４－２）外国子会社合算税制の見直し（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

- グローバル・ミニマム課税の導入により、対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社の所得を本邦で課税するという点で類似する**外国子会社合算税制の見直しを行う**。
- **今後、令和6年度税制改正以降に見込まれるグローバル・ミニマム課税の更なる法制化を踏まえて、必要な見直しを検討**する。

令和5年度税制改正の概要

改正内容	改正の対象になる外国子会社の具体例	現行	見直し後
①合算課税の対象となる外国子会社の絞込み	● 本邦親会社が事業の管理を行い、かつ、現地に事務所や工場等を持たない外国子会社 ● 収入の大半（※1）が配当や利子といった受動的所得で占められる外国子会社　等	**現地の租税負担割合が30%未満の場合に合算課税**	**現地の租税負担割合が27%未満の場合に限り合算課税**
②確定申告時における書類の添付義務の緩和（※2）	● 経済活動の実体があり、かつ、現地の租税負担割合が20%未満である外国子会社のうち、課税対象となる金額がない外国子会社　等	**書類添付必要**	**書類添付不要** （保存のみ義務付け）

（※1）外国子会社の総資産額に対して、配当や利子等の受動的所得の金額の割合が30%を超え、かつ、総資産額に対する有価証券、貸付金、貸付の用に供する固定資産及び無形資産等の金額の割合が50%を超える。
（※2）これらのほか、申告書に添付することとされている外国子会社に関する書類の記載方法の一部を見直しを行う。

（参考1）合算課税の対象となる外国子会社の絞込みの効果

合算課税の対象となる租税負担割合を30%から27%に引き下げる措置によって、確認作業に係る企業の事務負担が軽減。

- 法定税率が27～30%の範囲には、**日本企業が多数進出しているドイツ、韓国、米国のカリフォルニア州やニューヨーク州などが含まれる。**こうした国・地域の外国子会社を確認対象から除外できれば、**事務負担が軽減される可能性。**

（注）外国子会社が現地で減税措置を利用することにより、実効税率が閾値を下回っている場合には、合算課税の対象となりうる。

- アンケートに基づく機械的な試算では、外国子会社合算税制の対象となっている一定の外国子会社（※）のうち、**約4割は除外可能となる見込み**。

（※）本邦親会社が事業の管理を行い、かつ、現地に事務所や工場等を持たない外国子会社や、収入の大半が配当や利子といった受動的所得で占められる外国子会社

【日本企業の進出先である外国子会社にもたらす影響】

閾値の引下げ

合算対象	法定税率	国・地域名
×	30%	オーストラリア、メキシコ
○→×	29.0～29.9%	ドイツ（956社）、イリノイ州（295社）　等
○→×	28.0～28.9%	ニュージーランド（120社）、カリフォルニア州（1,034社）　等
○→×	27.0～27.9%	イタリア（271社）、韓国（966社）、ニューヨーク州（388社）　等
○	25.8%	フランス、オランダ
○	25.2%	インド
○	25%	中国、スペイン
○	20%	タイ、ベトナム

（出典）米国以外の法人税率：OECD Stats(Corporate Income Tax Rate)、米国の法人税率：「Combined Federal and State Corporate Income Tax Rates is 2022」(Tax Foundation)、
外国子会社の数：「2022年海外進出企業総覧（企業別）」（東洋経済新報社）

（参考2）令和５年度与党税制改正大綱における記載（関連部分）

２．経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

（１）新たな国際課税ルールへの対応

「第２の柱」については、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものであり、わが国においても導入を進める。令和５年度税制改正においては、制度の詳細に係る国際的な議論の進展や、諸外国における実施に向けた動向等を踏まえ、所得合算ルール（ＩＩＲ：Income Inclusion Rule）に係る法制化を行う。その際、対象企業の事務手続きの簡素化に資する措置を導入する。

適用開始時期については、諸外国の動向を踏まえることが重要であり、対象企業の準備に要する期間を確保する観点も踏まえ、令和６年４月以降に開始する対象会計年度とする。

（中略）

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第２の柱」と併存するものとされており、「第２の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第２の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制について可能な範囲で見直しを行うとともに、令和６年度税制改正以降に見込まれる更なる「第２の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討する。

５．その他

（５－１）エネルギー･資源･環境関連

（５－１）エネルギー・資源・環境関連

＜新設・延長・拡充＞

- 電気事業法等の改正に伴う所要の税制措置
  （消費税、電源開発促進税、事業税、固定資産税、事業所税、特別土地保有税、地方消費税）

「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」の成立等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

低公害自動車の燃料供給インフラの整備を促進するため、水素充てん設備に係る固定資産税の軽減措置について、大規模設備のより一層の導入を促すべく、取得価額5億円以上の設備について措置の拡充を図るとともに、適用期限を2年間延長する。

- 電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、配電事業者の課税標準たる収入金額から定期支払額相当額を控除する措置等を３年間講ずるとともに、小売電気事業者の課税標準たる収入金額から託送料金相当額を控除する措置等について適用期限を３年間延長する。

- 特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（石油石炭税）

苛性ソーダ製造業を営む者が自家発電の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例が適用されない本制度について、適用期限の延長（３年）を図る。

（５－１）エネルギー・資源・環境関連

＜新設・延長・拡充＞

- 特定原子力施設炉心等除去準備金の延長（法人税、法人住民税、事業税）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、廃炉等に必要な資金として積み立てた積立金額のうち、炉心等の除去に要する金額の損金算入を認める措置について、適用期限の延長（３年）を図る。

- 農林漁業用Ａ重油に対する石油石炭税の特例措置（石油石炭税）

農林漁業の生産資材であるＡ重油の低廉かつ安定的な供給の確保等を図るとともに輸入品と国産品の競争条件のイコールフッティングを確保するため、農林漁業用Ａ重油の石油石炭税の免税・還付措置について適用期限を５年間延長する。

＜制度整備・改善＞

- 原子力発電所の着実かつ効率的な廃炉の実現に向けた所要の措置
（所得税、法人税、消費税、法人事業税、法人住民税、事業所税、地方消費税）

電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、我が国の原子力発電所の廃炉を着実かつ効率的に実施するため、新たな制度措置に伴う所要の措置を講じる。

＜検討事項＞

- 原料用途免税の本則化（揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

（５－２）地域経済･中小企業支援関連

（５－２）地域経済・中小企業支援関連

＜新設・延長・拡充＞

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる業務に関する文書における印紙税の非課税措置（印紙税）

機構法改正に伴い助成業務の範囲が拡充されたことを踏まえ、経営革新を行う一定の事業者等に対して行う一定の助成業務に関する文書については、印紙税を課さないこととする。

＜検討事項＞

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

（５－３）復興･防災関連

（５－３）復興・防災関連

＜新設・延長・拡充＞

- 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置（所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税）

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和４年５月成立）に基づき、令和５年４月に設立を予定している福島国際研究教育機構について、税制上の所要の措置を図る。

- 福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置（所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税）

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和４年５月成立）に基づき、令和５年４月に設立を予定している福島国際研究教育機構に対する個人・法人からの寄附に係る税制措置を図る。

- 平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充（固定資産税）

被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内において、被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主に対する固定資産税の課税標準の特例のうち、平成30年7月豪雨に係る措置の適用期限を2年間延長する。

- 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長（所得税、法人税）

東日本大震災に起因して取得等をした被災代替資産等に係る特例措置を、対象資産を漁船に限定して、3年間延長する。

＜廃止＞

- 熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止（固定資産税）

熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の軽減措置については、適用期限の到来をもって廃止する。

（５－４）その他

（５－４）その他

＜新設・延長・拡充＞

● 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長（登録免許税）

信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税を、担保物件の内容にかかわらず一律に1.5/1,000に軽減する制度について、適用期限の延長（２年間）を図る。

● 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

公的金融機関等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とする措置の適用期限は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付が延長された場合には、当該実行期限まで延長する。

● 2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置（不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税）

2025年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、大阪・関西万博の参加者等に対して税制上の所要の措置を講ずる。

● 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長（所得税、法人税）

長期保有（１０年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合の課税の特例について、適用期限の延長（３年）を図る。

● 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（法人税、法人住民税）

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を３年間（令和７年度末まで）延長する。

（５－４）その他

＜制度整備・改善＞

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について具体的な検討を行う。

- 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿の範囲の合理化・明確化、スキャナ保存制度についての見直し保存要件の緩和、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直しといったについての新たな猶予措置の整備といった電子帳簿等保存制度の見直しを行うとともにほか、ダイレクト納付の利便性の向上のための措置を講ずるとともに、国税庁の新たな基幹システム（次世代システム）の導入時期に合わせて、処分通知等の更なる電子化に取り組む。また、クラウド等を利用した給与支払報告書等の提出方法の整備や、償却資産（知事・大臣配分試算）に係る固定資産税の申告・通知の電子化等、円滑な申告・納税のための環境整備等を行う。

- 事業再構築のための私的整理法制の整備に伴う所要の措置（所得税、法人税、消費税）

事業再構築のための私的整理法制の整備に伴い必要な税制上の措置を講ずる。

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（所得税、法人税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の令和５年度新規補助事業等を適用対象に追加する。

（５－４）その他

＜検討事項＞

- 地方法人課税の見直し（法人住民税、事業税）

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

- 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

- 退職金に係る税制のあり方の検討

個人の多様な働き方やキャリアの構築を一層促進する観点から、退職金の実態調査も含め、退職金のあり方に関する議論の一環として、退職金に係る税制のあり方について、検討を行う。

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税、個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

- 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。